

第9章 防災指針

9. 1 防災指針の位置付け

防災指針は、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、改正都市再生特別措置法（令和2年9月施行）において、新たに位置付けられたものです。

奈良市は、大和高原地域、西部丘陵地地域などに三方をとり囲まれており、その盆地形状等により、災害リスクの高い土砂災害のレッドゾーンやイエローゾーンの指定は市街化区域にほとんどなく、区域に隣接する箇所の一部に指定が見られるだけとなっています。

市街化区域は、大和川の一次支川である佐保川などの合流する奈良盆地地域にあって、佐保川をはじめ、佐保川の主な支川の岩井川、秋篠川、地蔵院川や富雄川などが貫流する地域となっています。この地域は、地形的要因に加え、急激な都市化の進展による流域の保水機能の減少という社会的条件が加わったことにより、近年においても浸水被害が発生しています。

浸水原因の多くは、市が管理する都市下水路等の溢水、県が管理する河川の溢水及び内水被害によるものであり、今後も国土交通省、県及び市が連携した、総合的な治水対策のより一層の推進が必要となっています。

こうしたことから、都市計画マスタープラン・立地適正化計画等の土地利用計画においても災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を位置付けることが求められます。

以上を受け、防災指針は、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のための指針として定め、これに基づく具体的な取組を位置付けるものとします。

「第12版 都市計画運用指針」（令和6年3月国土交通省）では、防災指針の基本的な考え方として、以下が示されています。

■【参考】防災指針の基本的な考え方

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものである。

様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定される。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もある。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる。

このため、立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともにこの方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしている。

出典：「第12版 都市計画運用指針」（令和6年3月 国土交通省）

9. 2 対象とする災害リスク

奈良市における想定される災害等は、法令等に基づきハザードマップが公表されています。これに基づき、対象とする災害リスクは水災害、土砂災害及び地震（大規模盛土造成地の滑落崩落）等を対象とします。

■対象とする災害リスク

- 水災害
- 土砂災害
- 地震（大規模盛土造成地含む）

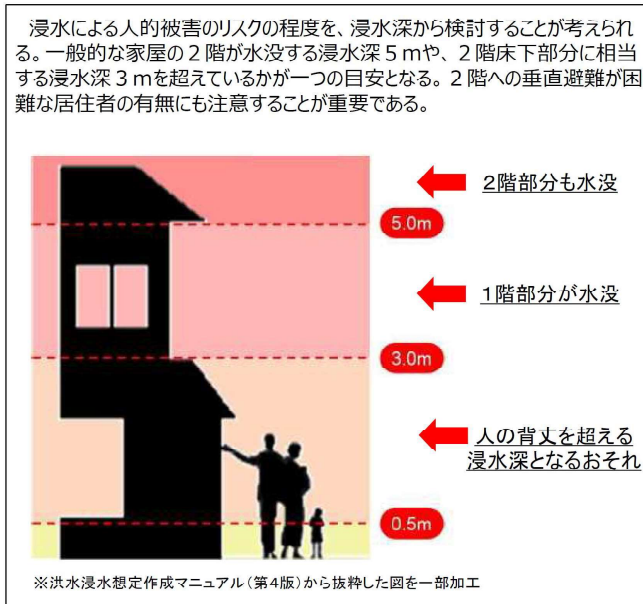
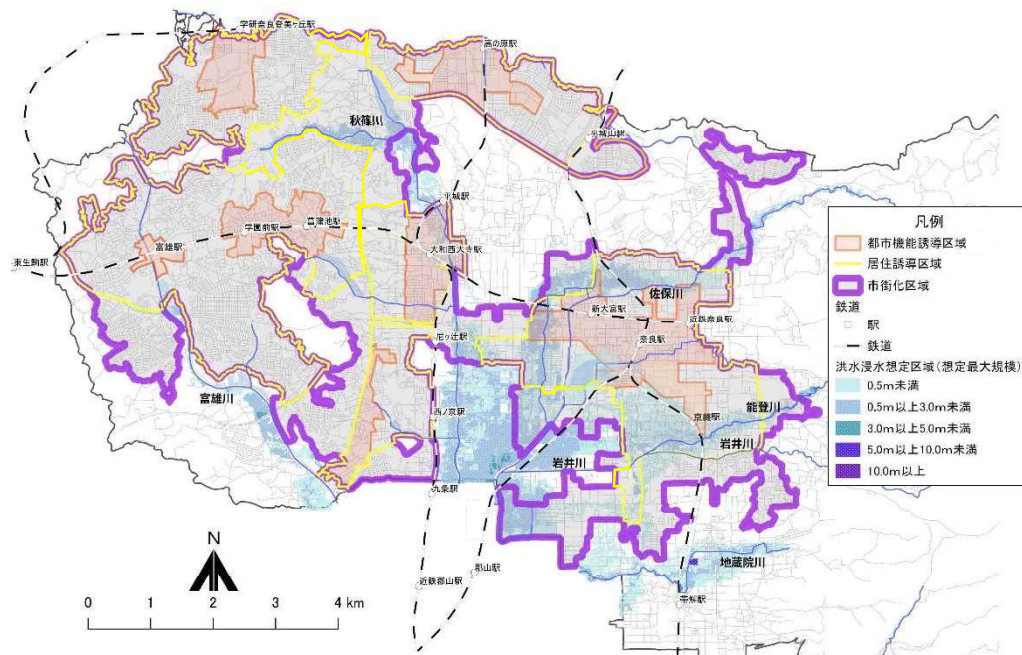
〈災害ハザードエリア〉

居住誘導区域設定上の取扱い (都市計画運用指針)	対象とする災害	奈良市における 災害ハザードエリア	根拠法
○原則として含まないこととすべき (災害レッドゾーン)	土砂災害	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
		地すべり防止区域	地すべり等防止法
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	水災害	浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法
○総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき (災害イエロージーン)	土砂災害	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	水災害	浸水想定区域（洪水・内水（雨水出水））	水防法

9. 3 災害リスクの状況

9. 3. 1 想定最大規模の浸水深

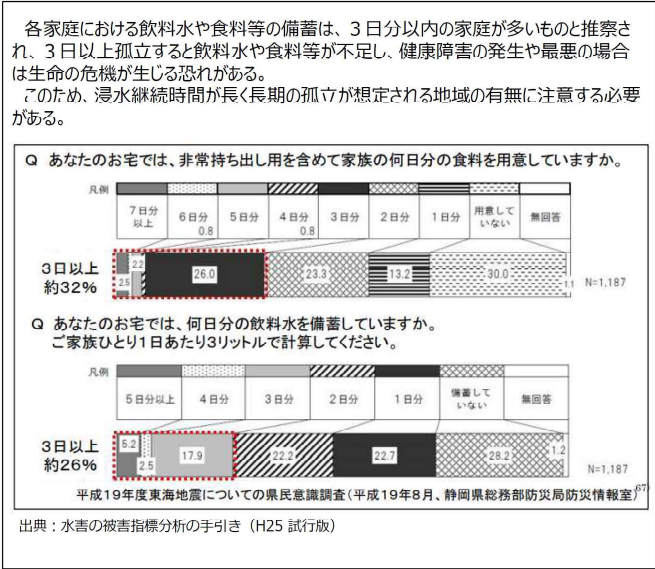
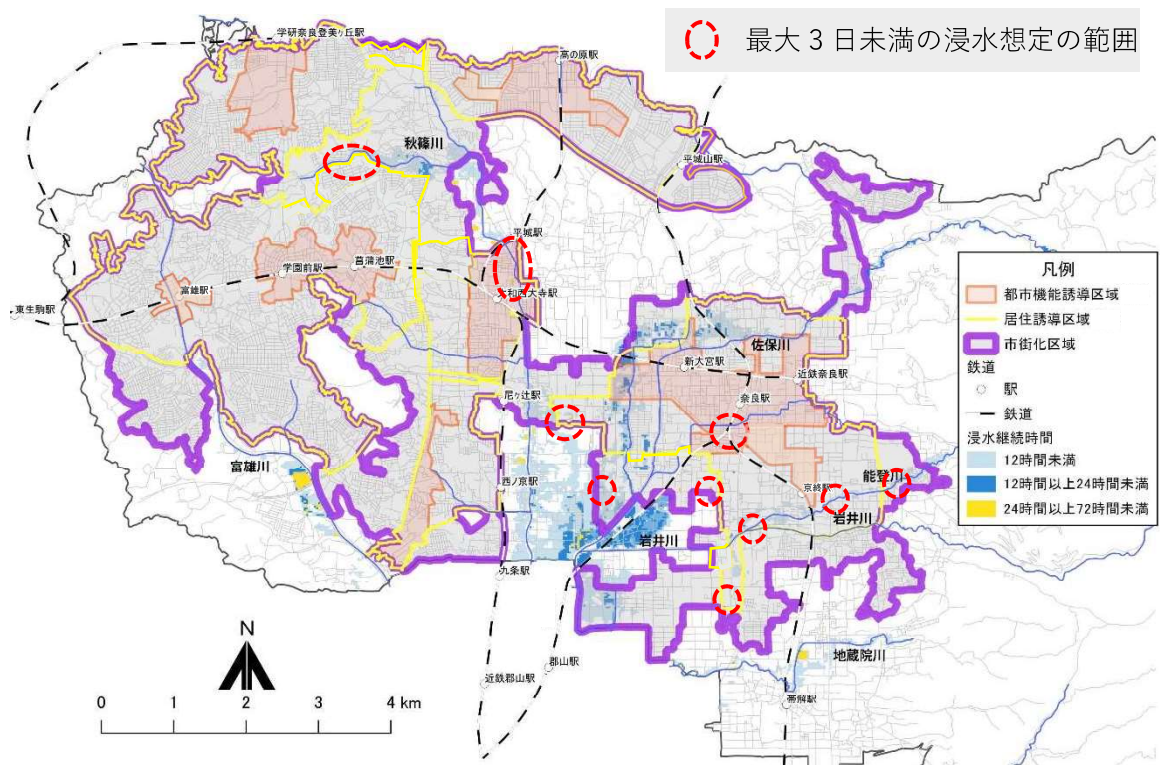
- ・0.5mを超える浸水深のエリアが、中南部の河川沿いを中心に広く分布しており、一般的に床上浸水となることから、2階以上への避難が必要です。
- ・2階への垂直避難が困難となる浸水深3mを超える浸水想定範囲が、佐保川と秋篠川に挟まれた一部の地域などに分布しており、能登川上流の高畑町の一部、秋篠川沿川の中山町の一部にも非常に小規模ではあるが部分的に存在します。



〈浸水深と人的被害のリスク 出典：立地適正化計画作成の手引き（令和5年11月国土交通省）〉

9. 3. 2 浸水継続時間

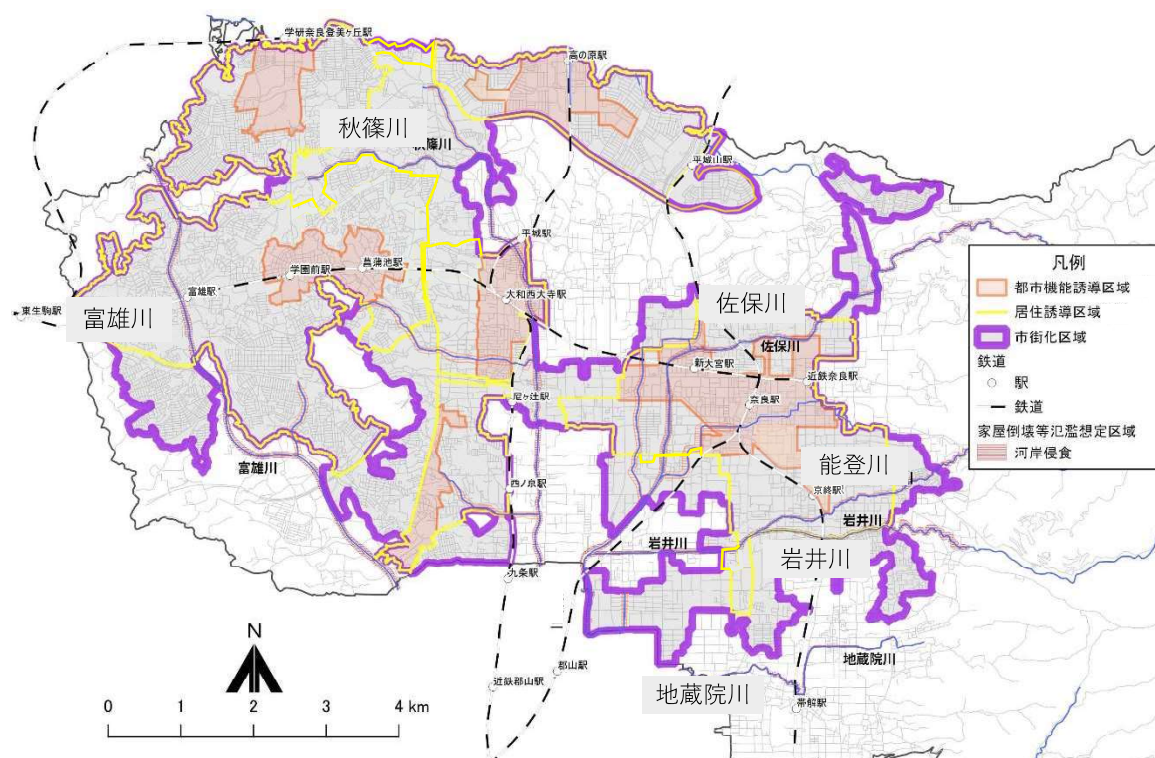
- ・市街化区域内において、孤立化が想定される3日以上浸水する範囲は存在しません。
- ・市街化区域内において、最大3日未満の浸水想定範囲が秋篠川沿川の中山町や四条大路周辺、能登川沿川の高畑町、肘塚町、南京終町、大安寺周辺などに存在します。



〈浸水継続時間と避難生活環境 出典：立地適正化計画作成の手引き (令和5年11月国土交通省)〉

9. 3. 3 家屋倒壊等氾濫想定区域

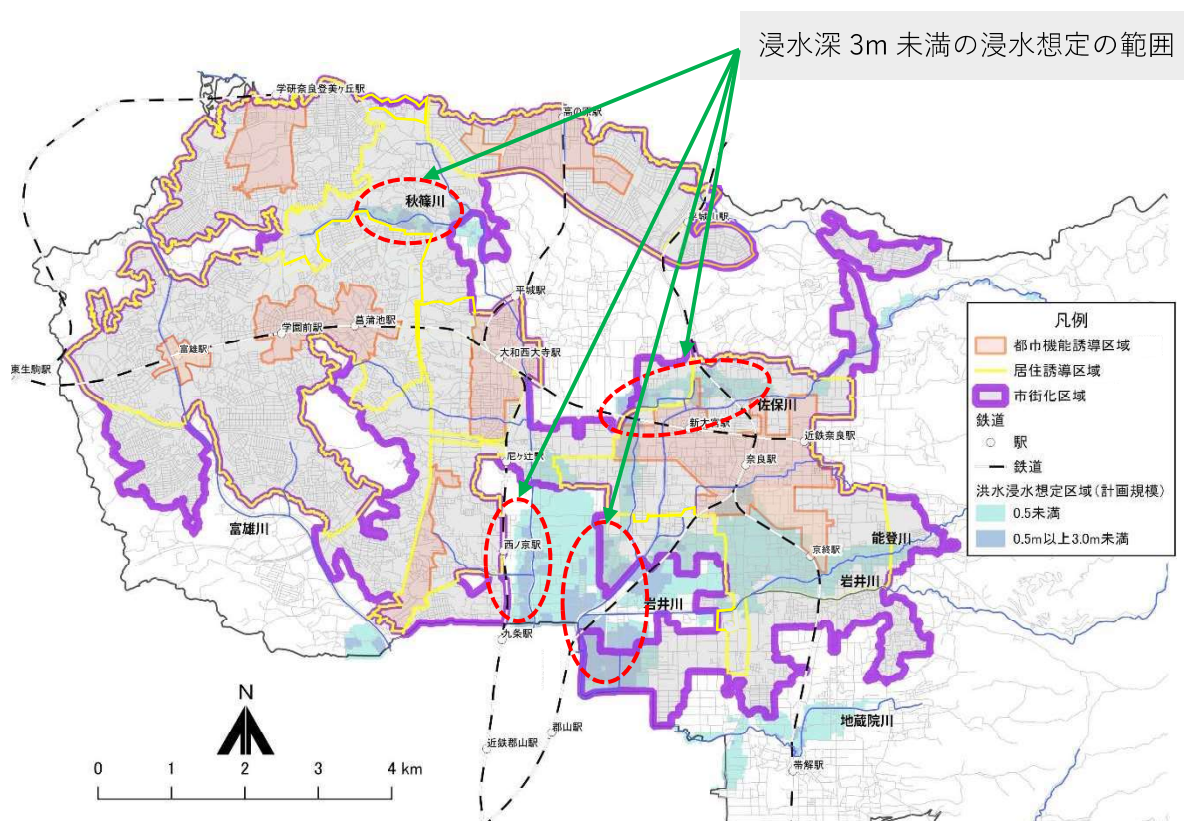
- ・市街化区域内において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が、佐保川、富雄川、秋篠川、岩井川、能登川、地藏院川のほか菰川、菩提川、乾川、杣川、大池川、押熊川、前川の沿川ほぼ全域に存在します。
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は存在しません。



〈家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）の状況〉

9. 3. 4 計画規模の浸水深

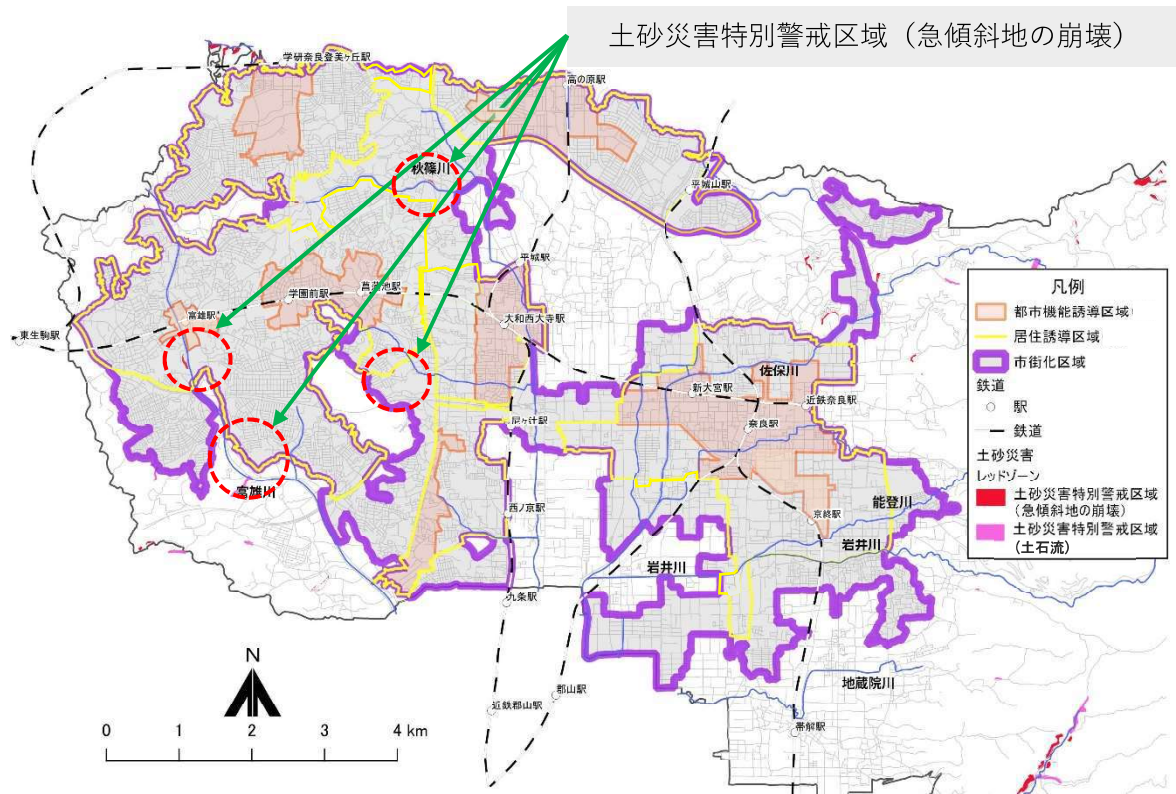
- ・市街化区域内において、最大浸水深 0.5 以上～3.0m未満の範囲が秋篠川、岩井川、佐保川の沿川に存在します。
- ・浸水深 0.5m 未満の浸水想定範囲が、佐保川と岩井川に挟まれた地域と、秋篠川と佐保川に挟まれた地域に広く分布しています。
- ・一般的に浸水深が 0.5m を超えると床上浸水となることから、2 階以上への避難が必要です。



〈計画規模の浸水深の状況〉

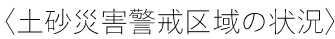
9. 3. 5 土砂災害特別警戒区域

- ・市街化区域内では、中町、富雄元町、三碓、足田町、中山町などに小規模な土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が存在します。



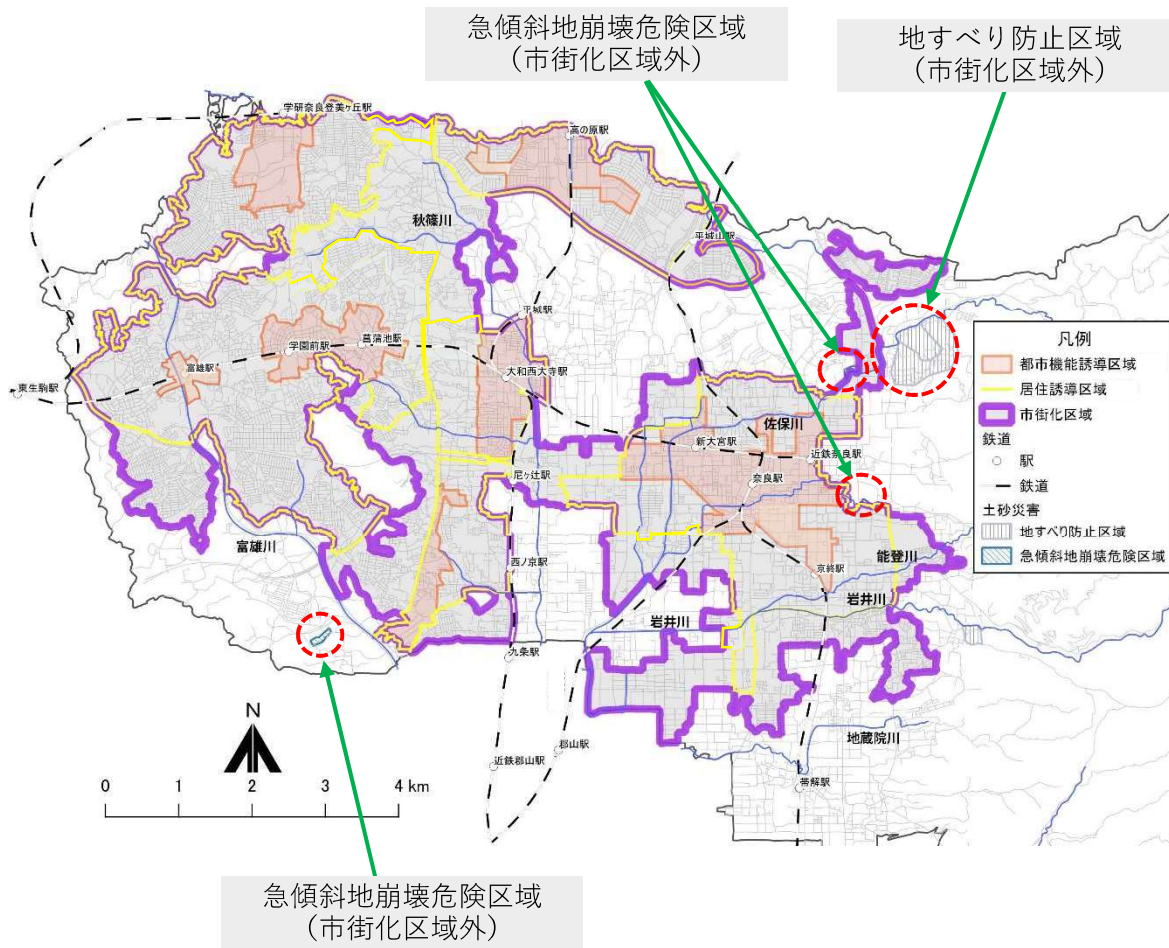
〈土砂災害特別警戒区域の状況〉

- ・市街化区域内では、中町、富雄元町、三碓、足田町などに土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が存在します。また、帝塚山南二丁目、白毫寺町に土砂災害警戒区域（土石流）が存在します。
- ・土砂災害警戒区域（地すべり）が市街化区域の境界付近（川上町）に存在します。



9. 3. 7 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域

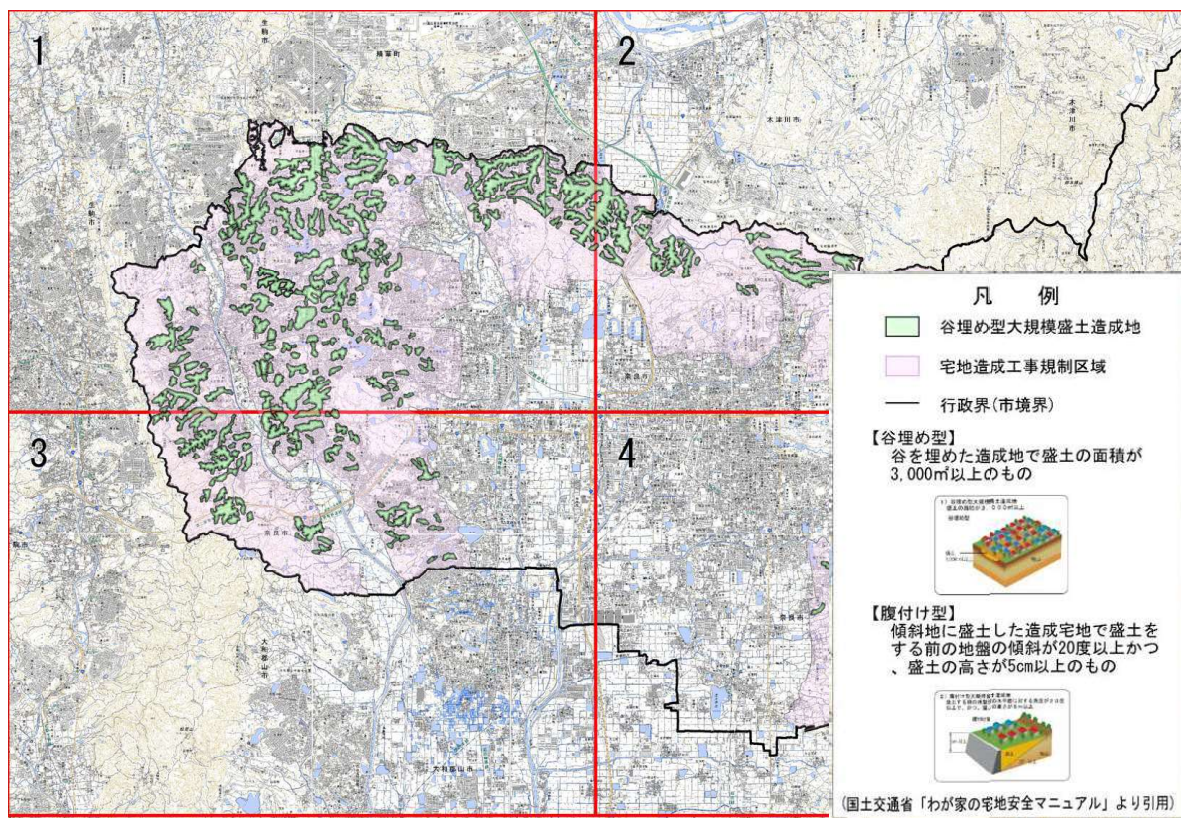
・市街化区域内には、地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域は存在しません。



〈地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域の状況〉

9. 3. 8 大規模盛土造成地

- ・奈良市には、大和高原地域、西部丘陵地地域に谷埋め型大規模盛土造成地が存在し、その周辺は、宅地造成工事規制区域が指定されています。

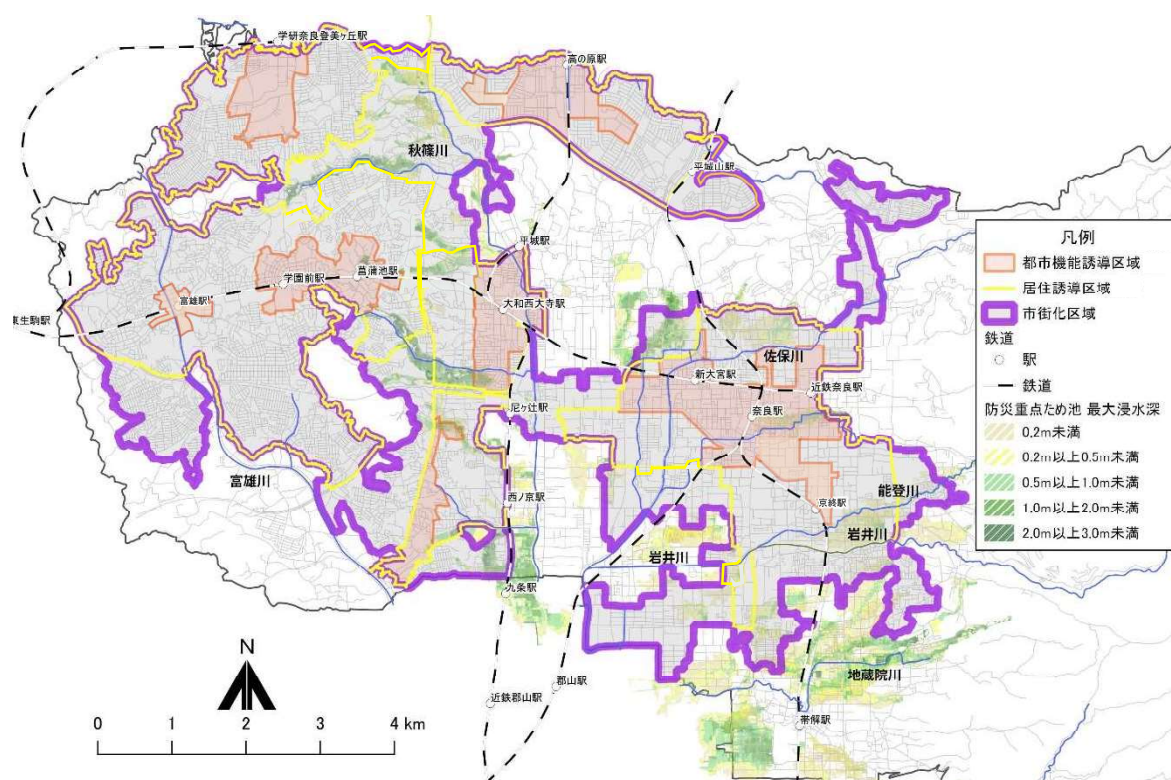


〈大規模盛土造成地の状況〉

9. 3. 9 防災重点ため池

【防災重点ため池選定基準】

- (1) ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- (2) ため池から 100m 以上 500m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 1,000 m³ 以上であるもの
- (3) ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 5,000 m³ 以上のもの
- (4) 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から、都道府県及び市町村が必要と認めるもの



〈防災重点ため池 最大浸水深の状況〉

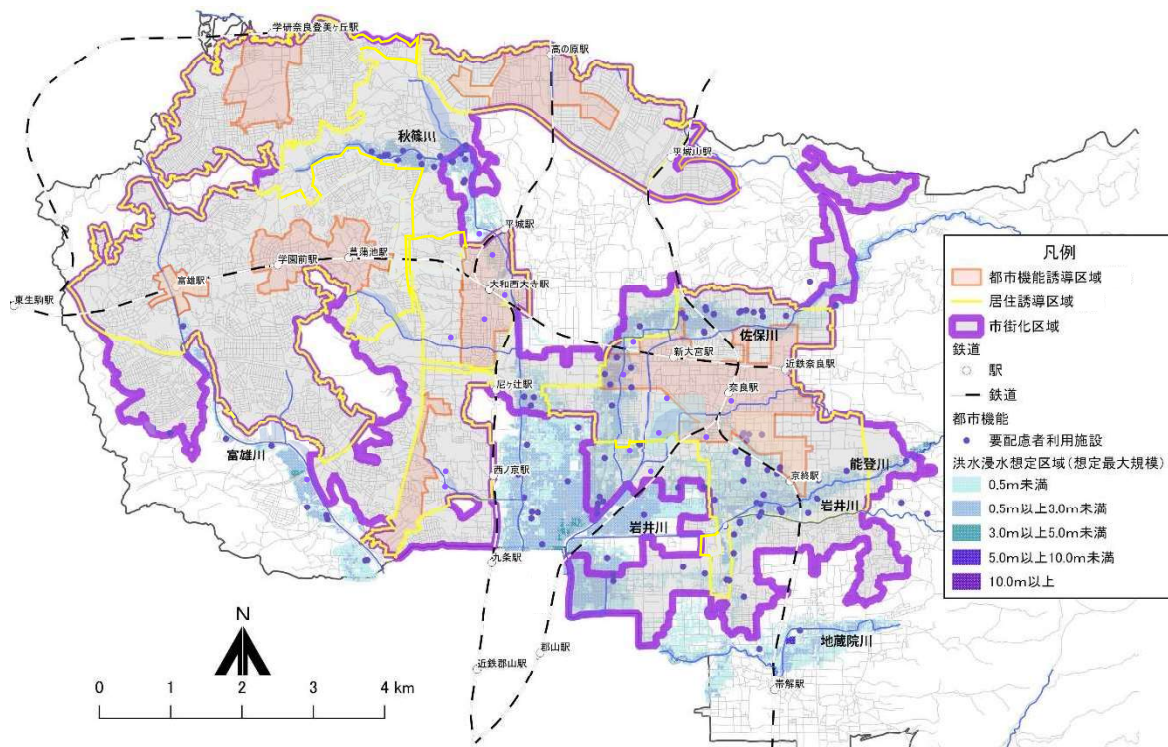
9. 4 災害リスク分析

9. 4. 1 浸水想定区域（想定最大規模）

1) 浸水想定区域（想定最大規模）× 要配慮者利用施設

- ・市街化区域内において、最大浸水深 3 m 以上の範囲には要配慮者利用施設は立地していません。
- ・最大浸水深 0.5 以上～3.0m の範囲に、中南部に要配慮者利用施設が多数立地しています。

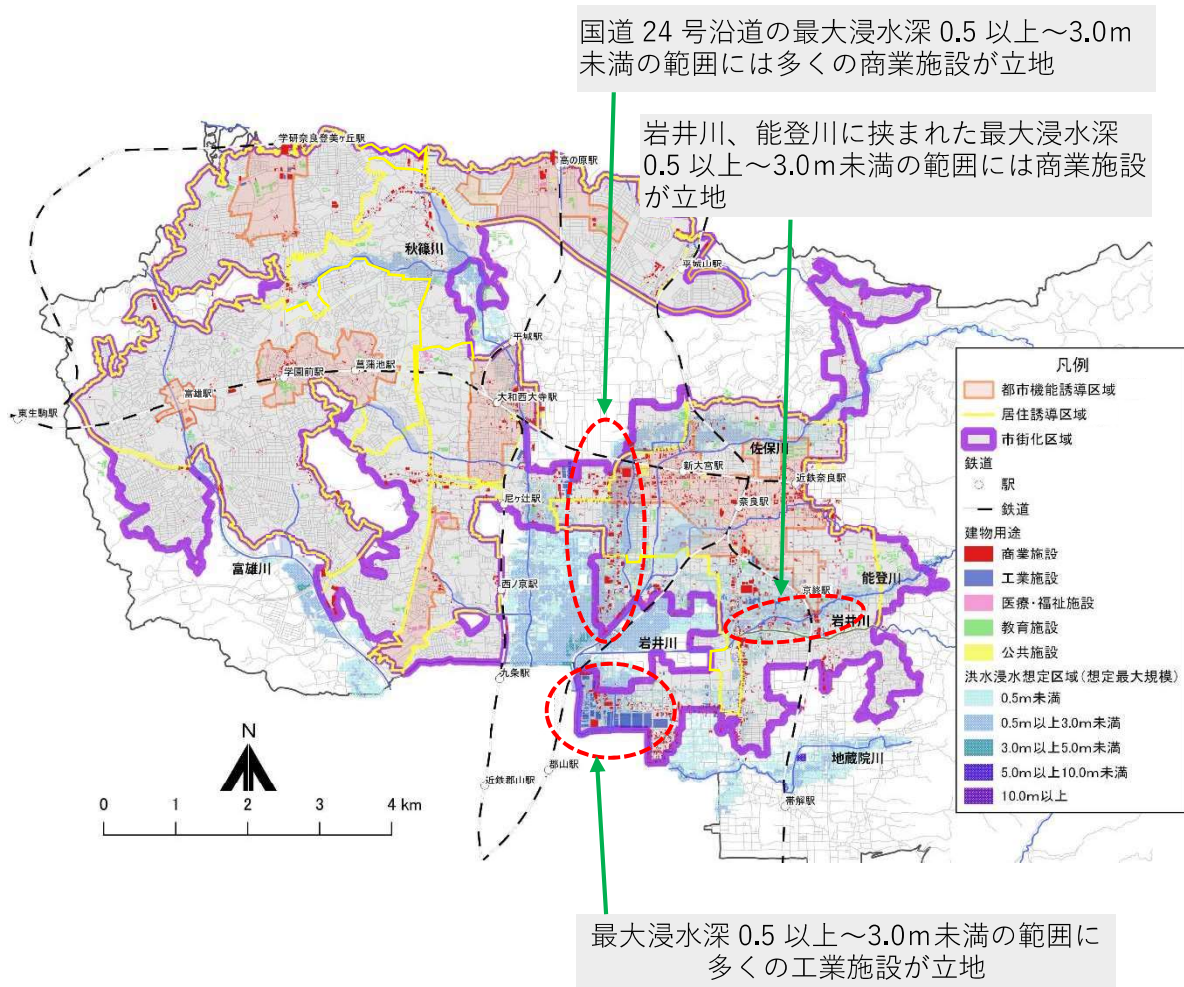
※要配慮者利用施設については、「奈良市ハザードマップ」及び「奈良市地域防災計画」を参照
（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）



〈洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 要配慮者利用施設〉

2) 浸水想定区域（最大想定規模）× 建物分布

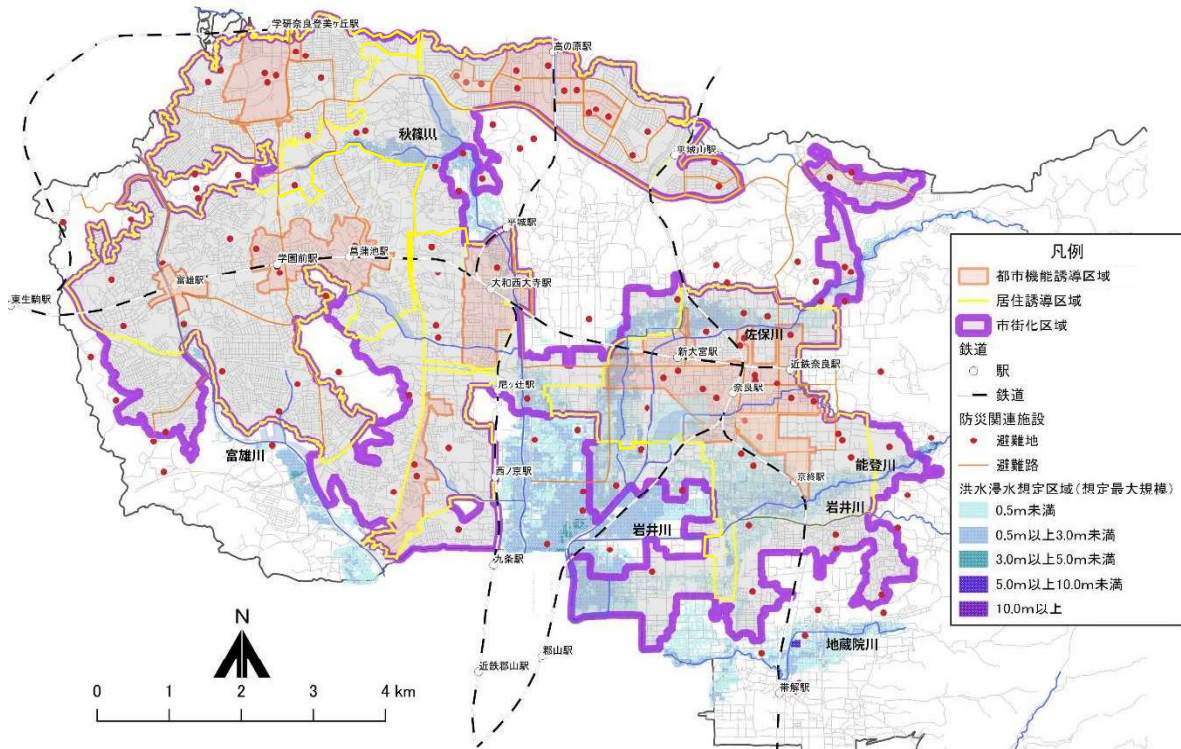
- ・ 佐保川の西九条町付近の最大浸水深 0.5 以上～3.0m 未満の範囲には多くの工業施設が立地しています。
- ・ 国道 24 号沿道の最大浸水深 0.5 以上～3.0m 未満の範囲には多くの商業施設が立地しています。
- ・ 岩井川、能登川に挟まれた最大浸水深 0.5 以上～3.0m 未満の範囲には、商業施設が立地しています。



〈洪水浸水想定区域（最大想定規模）× 建物分布〉

3) 浸水想定区域（想定最大規模）×避難地・避難路

- ・市街化区域内において、佐保川や能登川、地蔵院川周辺の最大浸水深 0.5 以上～3.0m未満の範囲に比較的多くの避難地が存在しています。また、避難路が最大浸水深 0.5 以上～3.0m未満の範囲を通過しており、浸水時の避難に支障が出るおそれがあります。

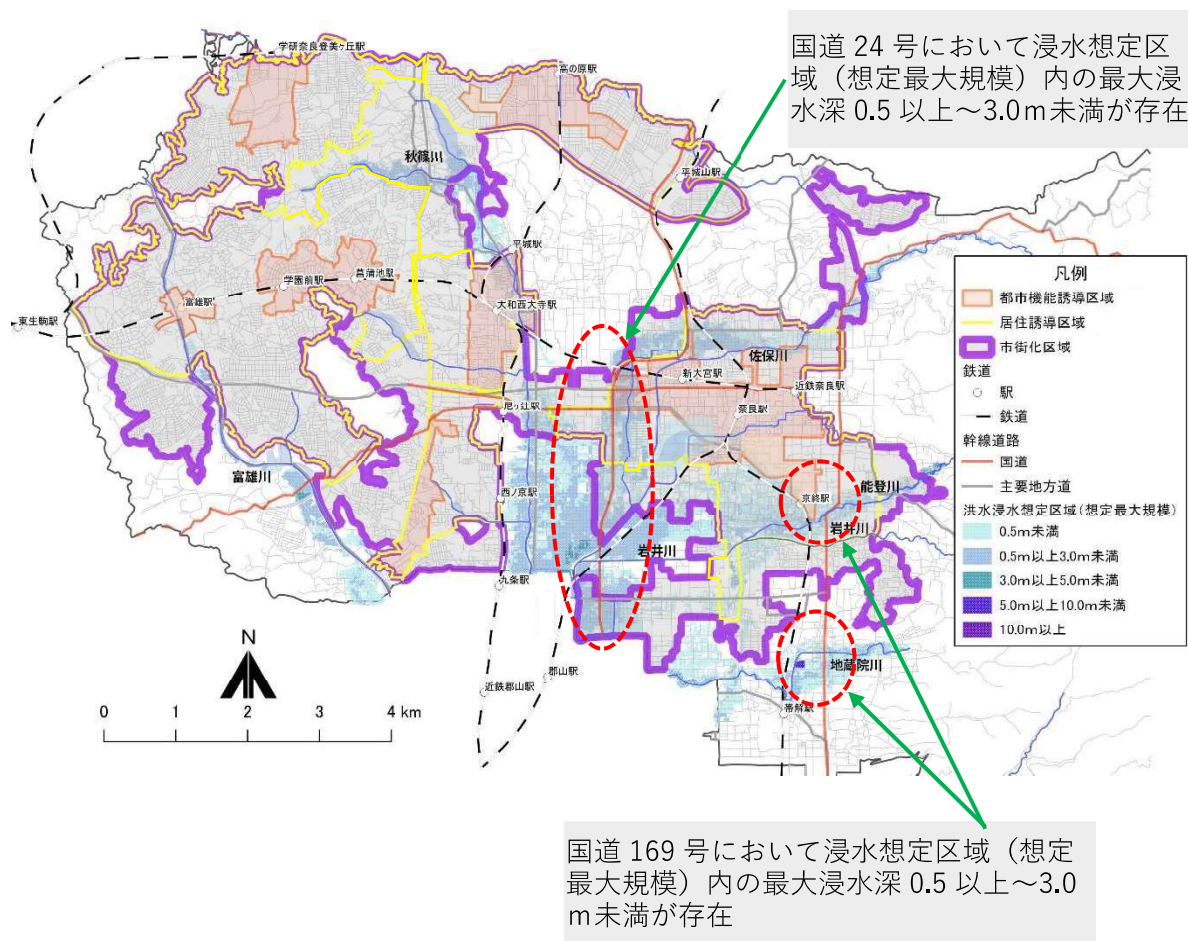


佐保川や能登川、地蔵院川周辺の最大浸水深 0.5 以上～3.0m未満の範囲に比較的多くの避難地・避難路が存在

〈洪水浸水想定区域（想定最大規模）×避難地・避難路〉

4) 浸水想定区域（想定最大規模）× 道路

- ・ 国道 24 号や国道 169 号が、浸水想定区域（想定最大規模）内の最大浸水深 0.5 以上～3.0m 未満の範囲を通過しており、浸水時の通行に支障が出るおそれがあります。



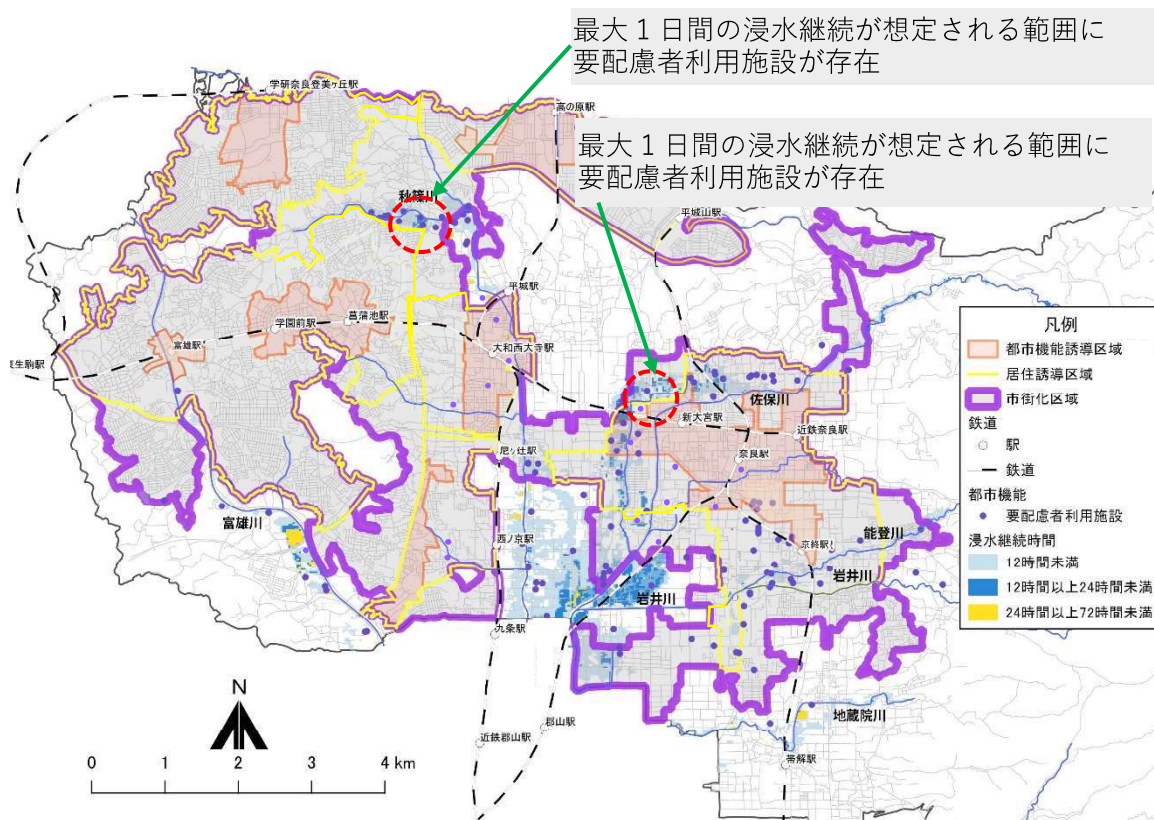
〈洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 道路〉

9. 4. 2 浸水想定区域（浸水継続時間）

1) 浸水想定区域（浸水継続時間）× 要配慮者利用施設

- ・市街化区域内において、最大1日間の浸水継続の想定される範囲に一部の施設が存在しています。

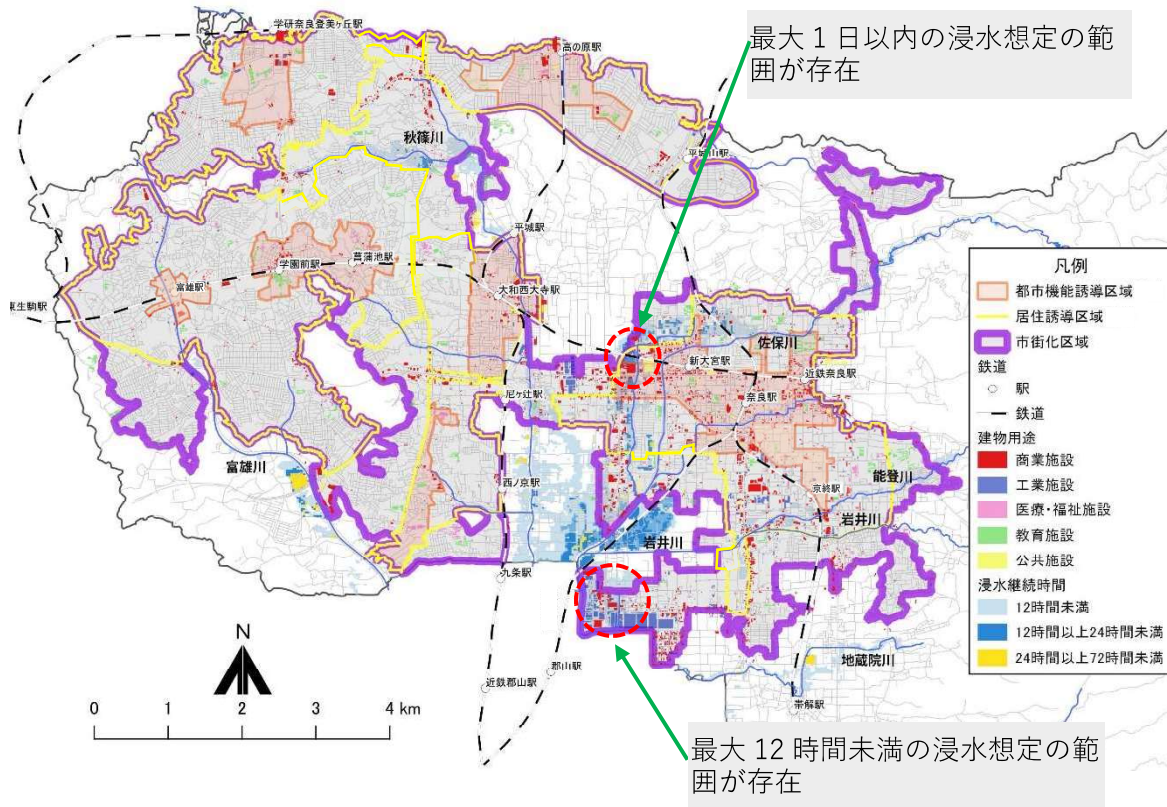
※要配慮者利用施設については、「奈良市ハザードマップ」及び「奈良市地域防災計画」を参照
（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）



〈洪水浸水想定区域（浸水継続時間）× 要配慮者利用施設〉

2) 浸水想定区域（浸水継続時間）×建物分布

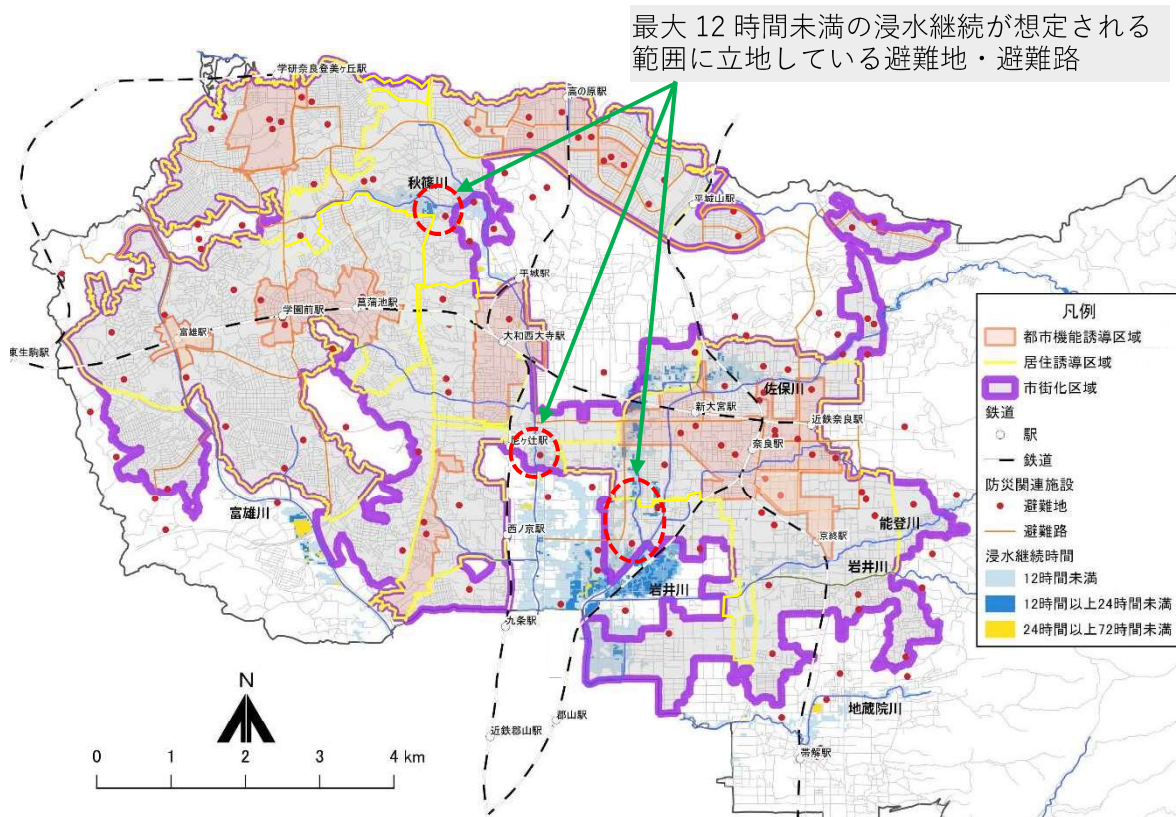
- ・西九条町周辺の最大12時間未満の浸水継続の想定される範囲に、工業施設が多く立地しています。
- ・二条大路南周辺の最大1日未満の浸水継続の想定される範囲に、商業施設が立地しています。



〈洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×建物分布〉

3) 浸水想定区域（浸水継続時間）×避難地・避難路

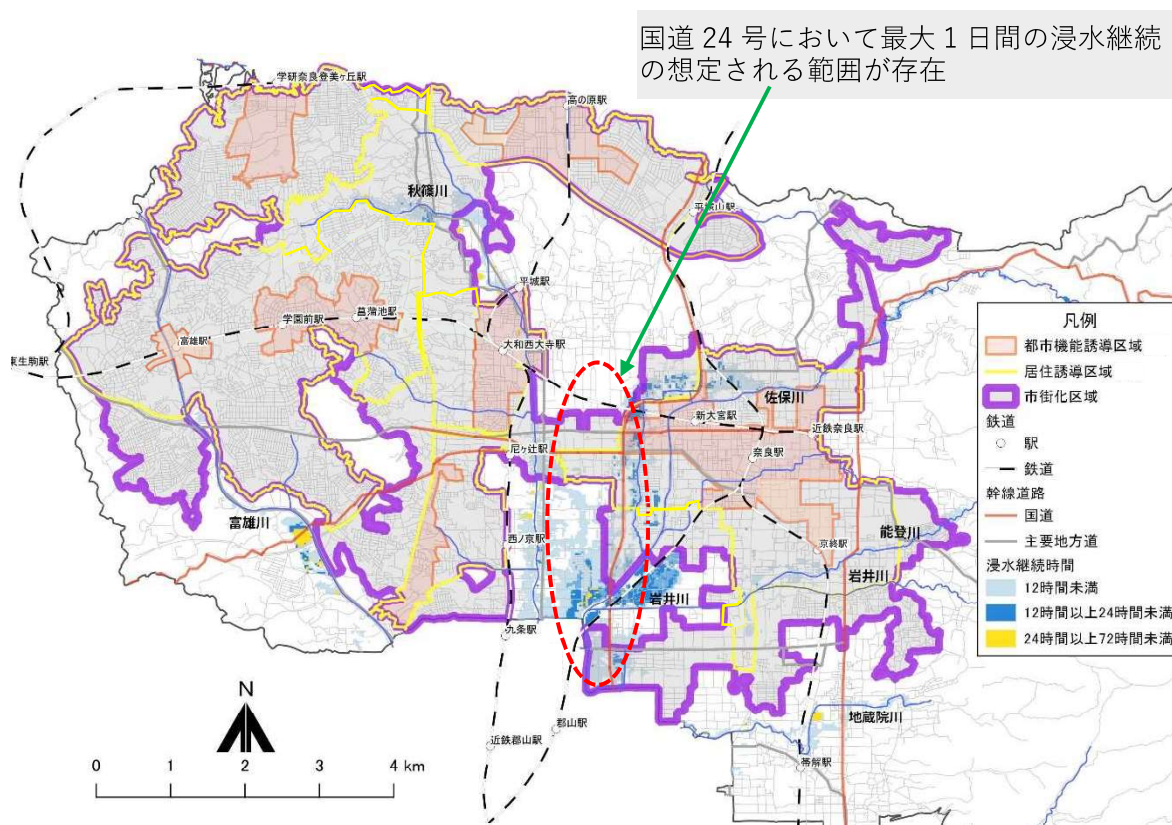
- ・市街化区域内において、最大 12 時間未満の浸水継続の想定される範囲に立地している避難地が、中山町付近、四条大路、八条町、大安寺西などに立地しています。また、周辺の避難路が最大 12 時間未満の浸水継続の想定される範囲をっており、避難に支障が出るおそれがあります。



〈洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×避難地・避難路〉

4) 浸水想定区域（浸水継続時間）× 道路

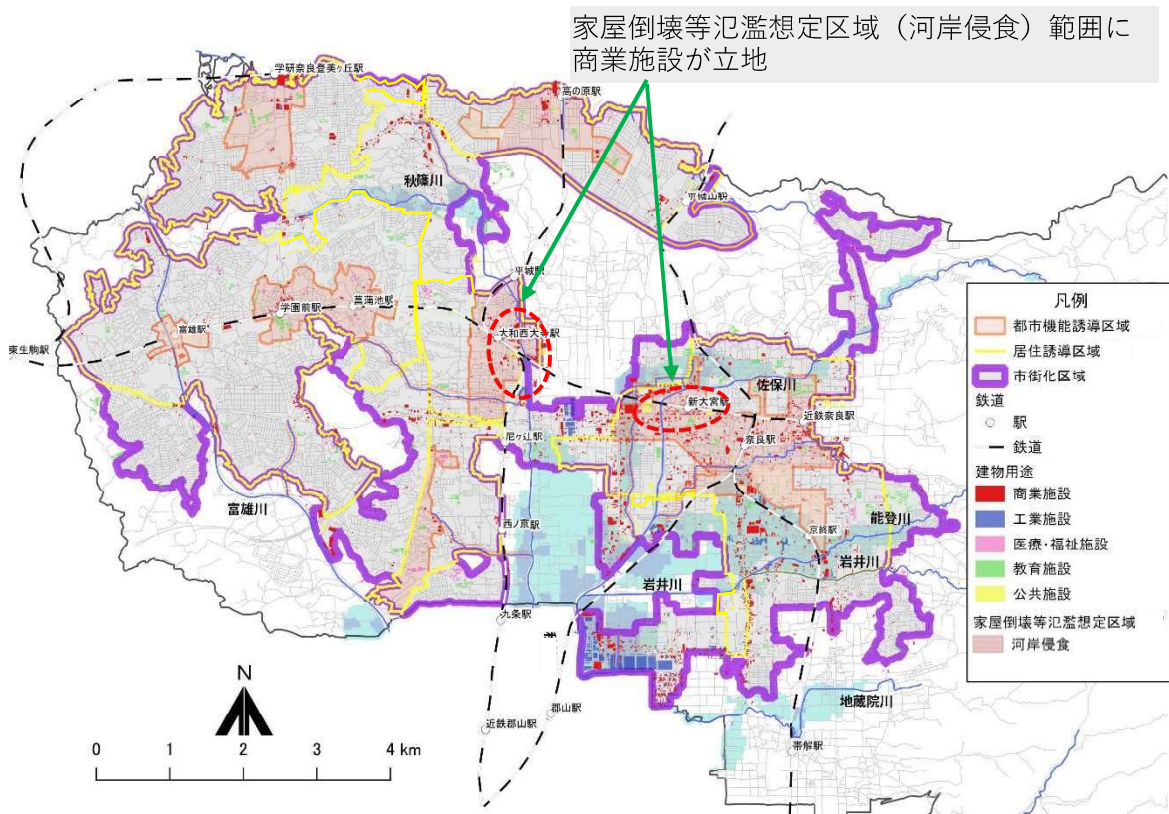
- ・ 国道 24 号が、最大 1 日間の浸水継続の想定される範囲をっており、浸水時の通行に支障が出るおそれがあります。



〈洪水浸水想定区域（浸水継続時間）× 道路〉

2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物分布

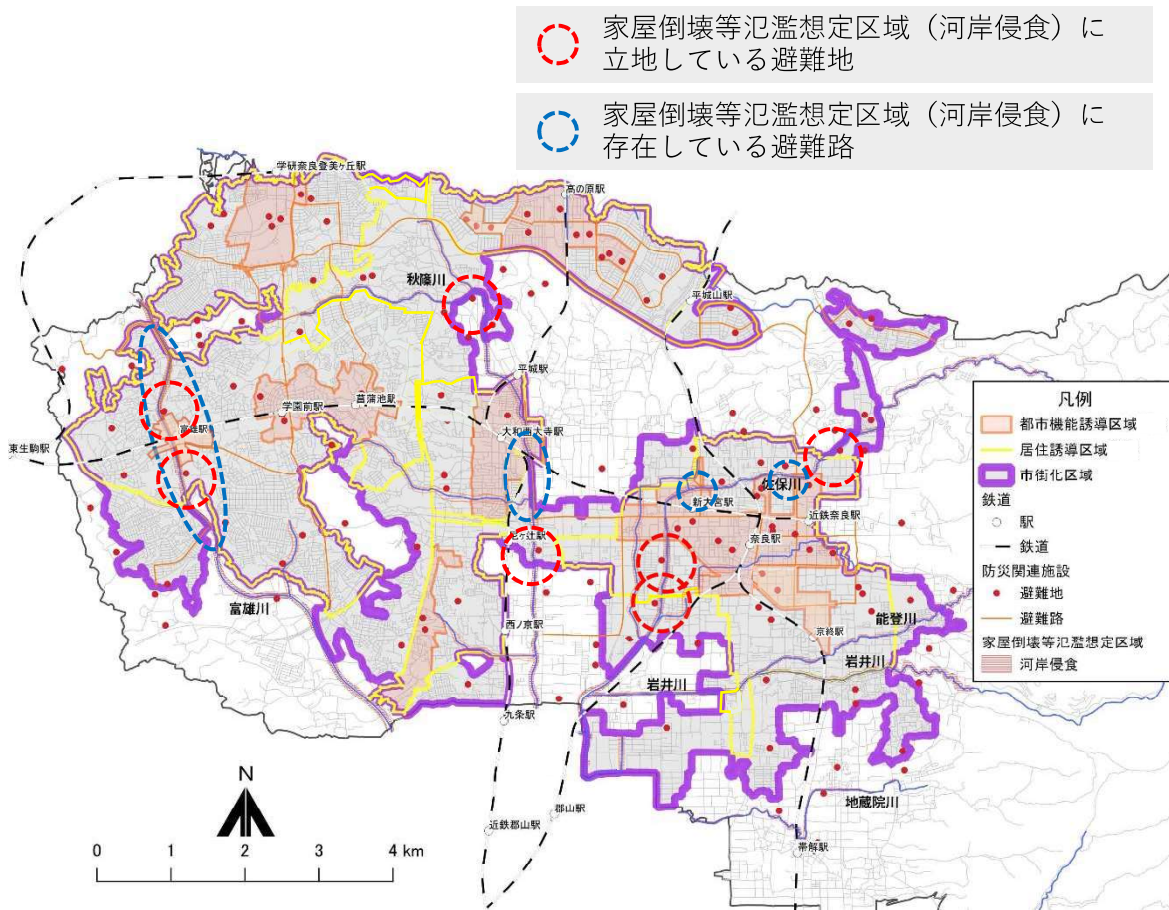
- ・市街化区域内において、秋篠川沿川の西大寺東町周辺や佐保川沿川の大宮町周辺の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に商業施設が立地しています。



〈家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物分布〉

3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×避難地・避難路

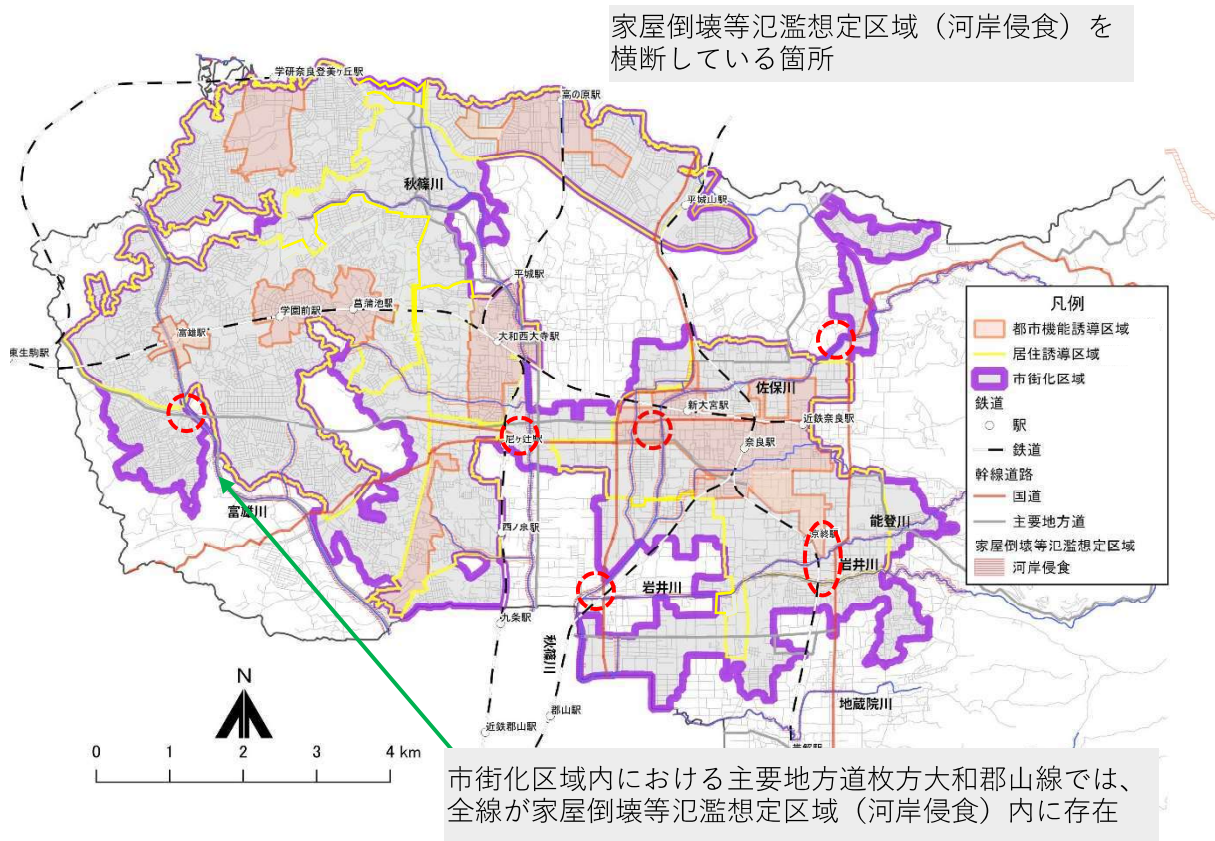
・市街化区域内において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に立地している避難地・避難路があります。



〈家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×避難地・避難路〉

4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×道路

- ・市街化区域内において、主要な幹線道路は、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）を横断しています。
- ・主要地方道枚方大和郡山線は富雄川に沿っており、市街化区域内では全線が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に入っています。



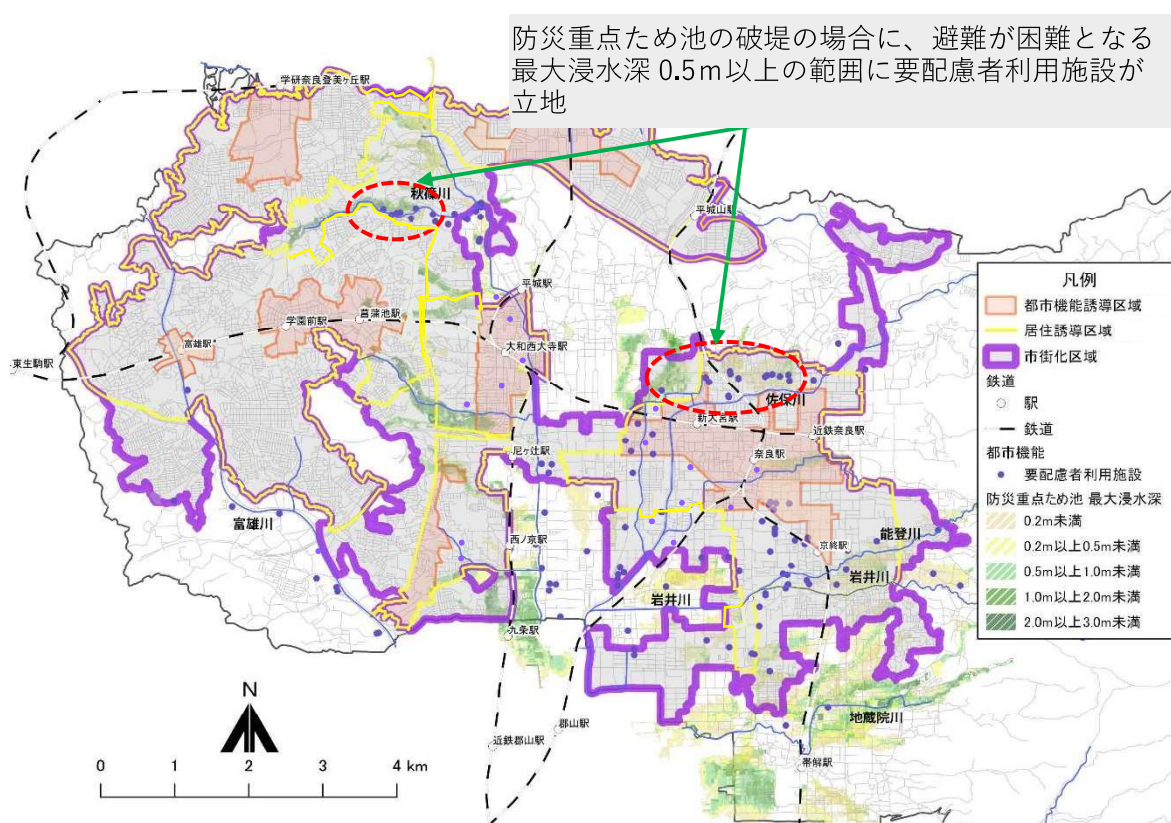
〈家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×道路〉

9. 4. 4 防災重点ため池

1) 防災重点ため池（最大浸水深）× 要配慮者利用施設

- ・市街化区域内に 3.0m 以上の浸水範囲は存在しません。
- ・中山町周辺や法蓮町周辺において、防災重点ため池が破堤した場合に避難行動が困難となる最大浸水深 0.5m 以上の範囲に要配慮者利用施設が立地しています。

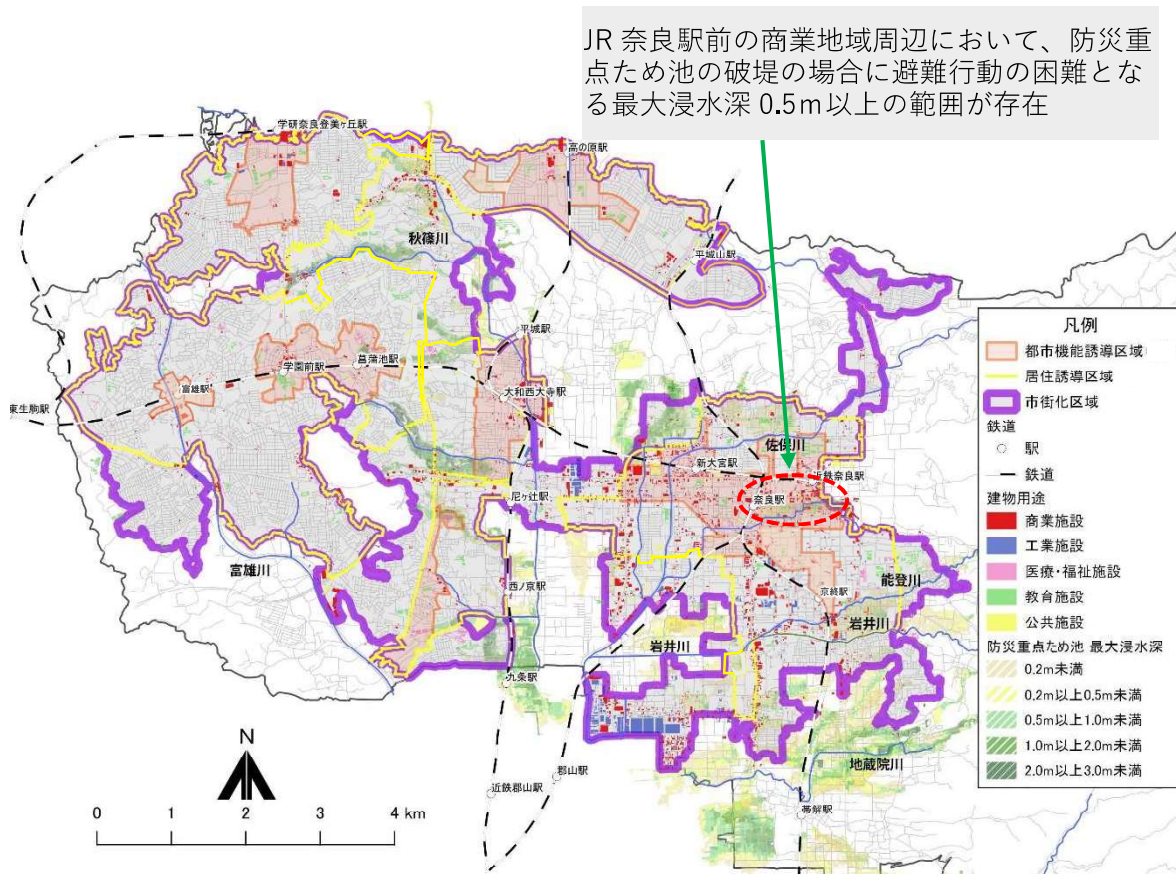
※要配慮者利用施設については、「奈良市ハザードマップ」及び「奈良市地域防災計画」を参照
（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）



〈防災重点ため池（最大浸水深）× 要配慮者利用施設〉

2) 防災重点ため池（最大浸水深）×建物分布

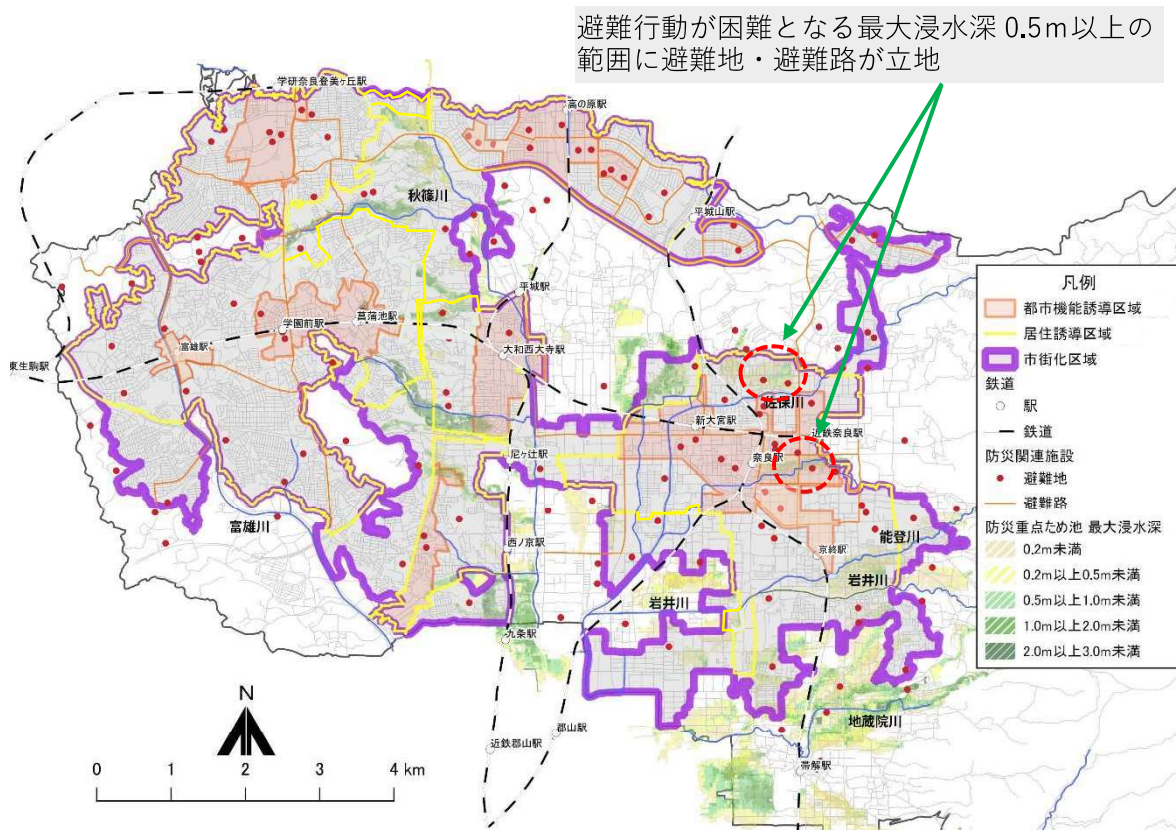
- ・JR・近鉄奈良駅周辺の商業地域周辺において、防災重点ため池が破堤した場合に避難行動が困難となる最大浸水深 0.5m以上の範囲が存在します。



〈防災重点ため池（最大浸水深）×建物分布〉

3) 防災重点ため池（最大浸水深）×避難地・避難路

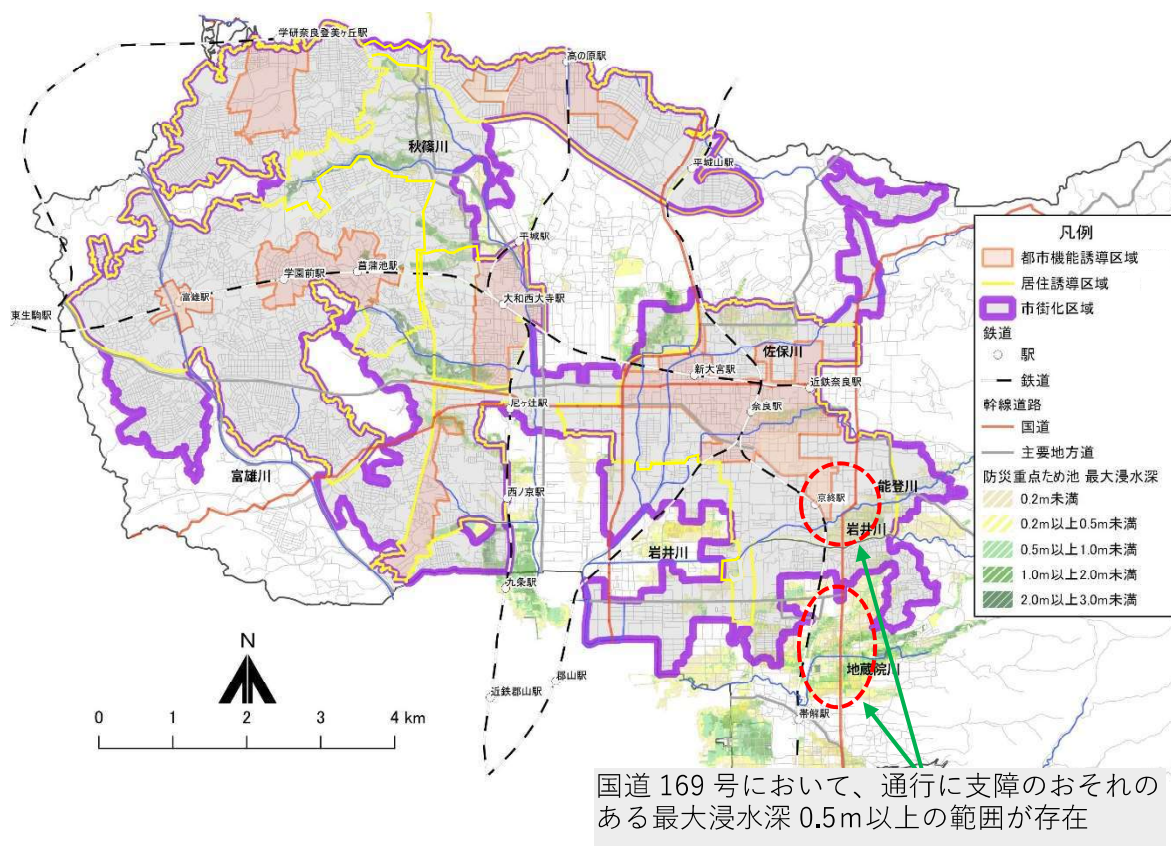
- ・ 椿井町周辺や法蓮町周辺において、防災重点ため池が破堤した場合に避難行動が困難となる最大浸水深 0.5m以上の範囲に避難地・避難路が立地しています。



〈防災重点ため池（最大浸水深）×避難地・避難路〉

4) 防災重点ため池（最大浸水深）× 道路

- ・防災重点ため池が破堤した場合に避難行動の困難となる最大浸水深 0.5m 以上の範囲に国道 169 号が通っており、浸水時の通行に支障が出るおそれがあります。

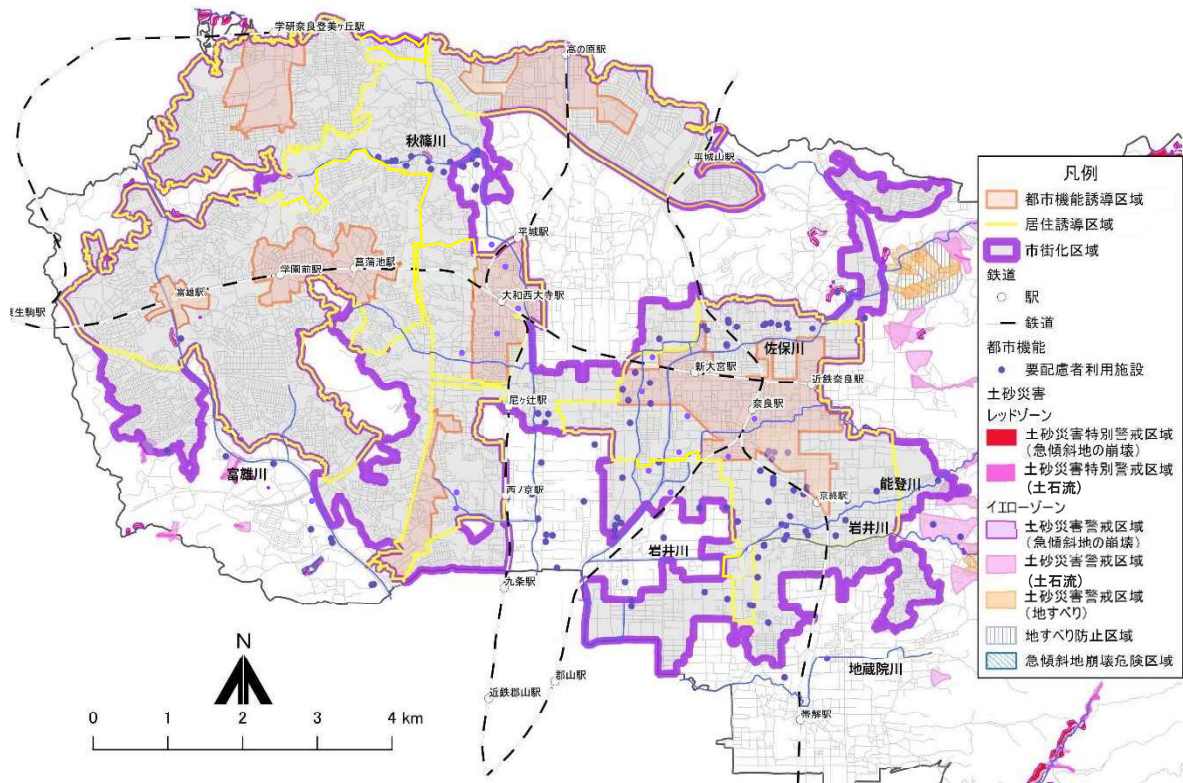


〈防災重点ため池（最大浸水深）× 道路〉

9. 4. 5 土砂災害

1) 土砂災害×要配慮者利用施設

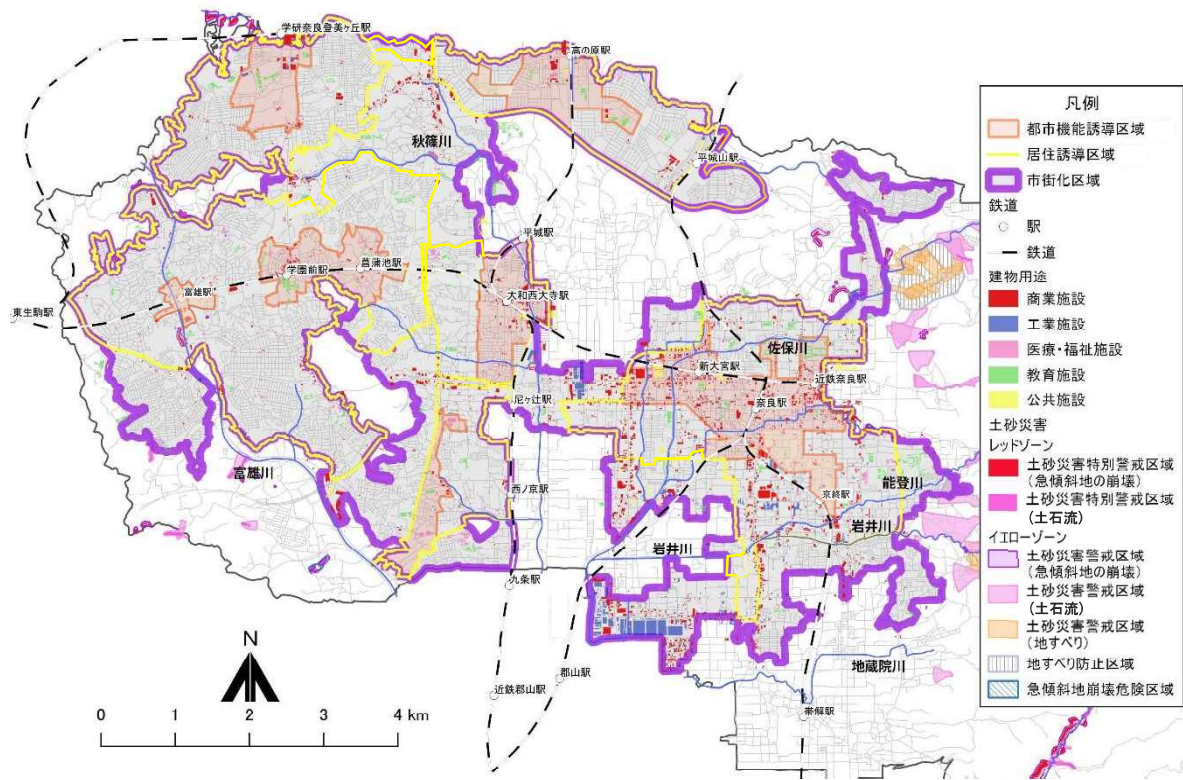
- ・市街化区域内において、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）内には、要配慮者利用施設は立地していません。



〈土砂災害×要配慮者利用施設〉

2) 土砂災害×建物分布

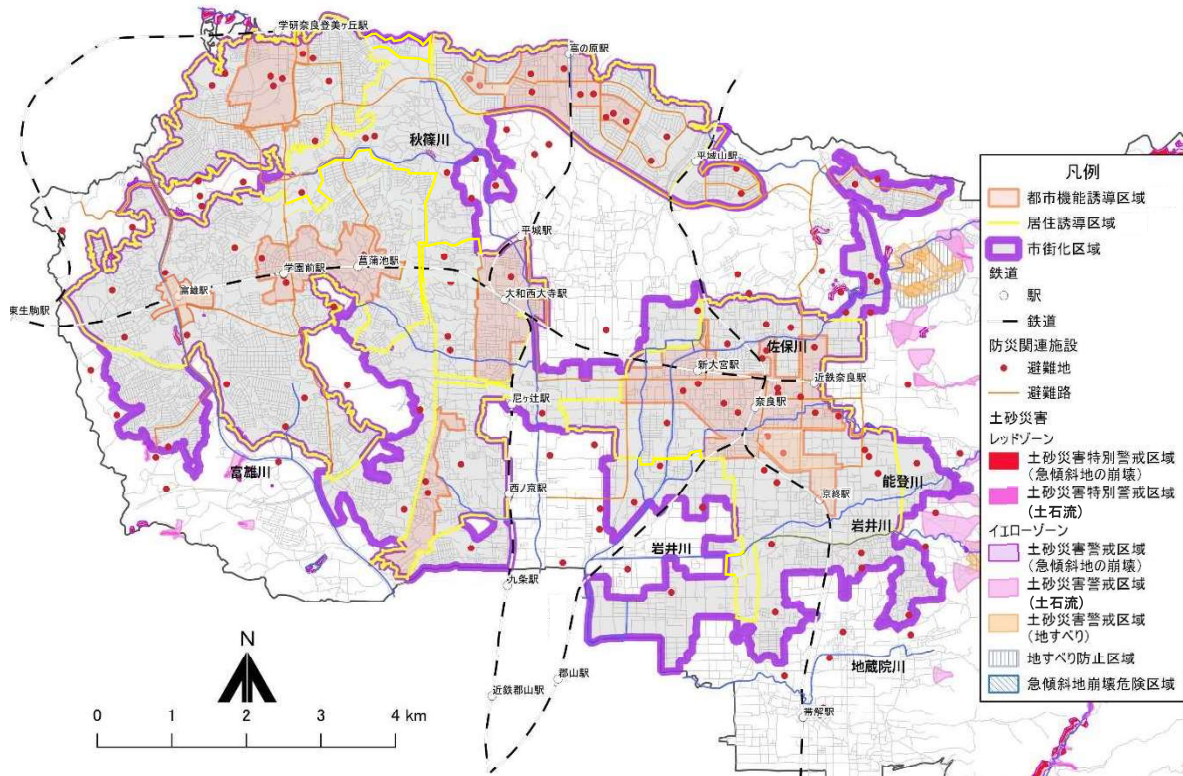
- ・市街化区域内において、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）内に、医療・福祉施設は立地していません。



〈土砂災害×建物分布〉

3) 土砂災害×避難地・避難路

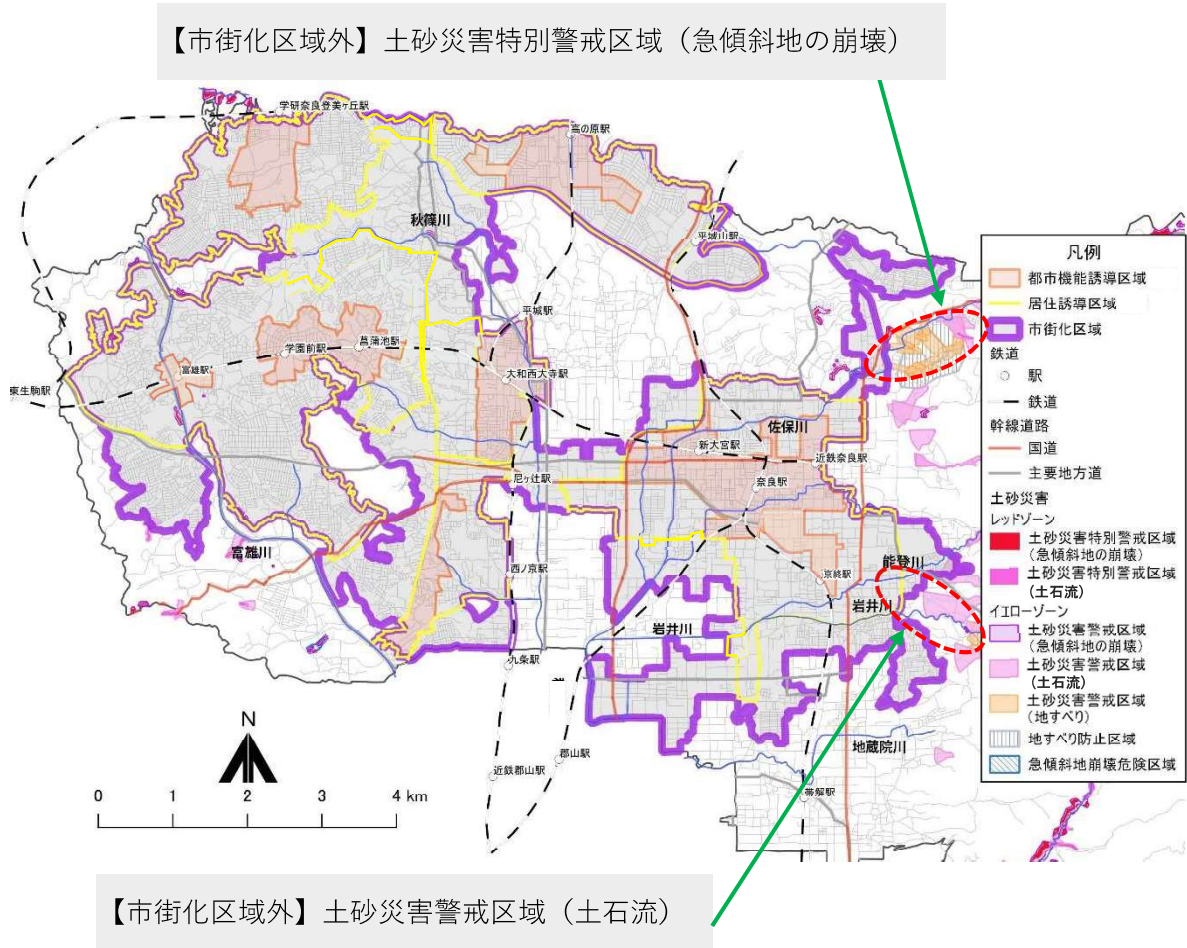
・市街化区域内の土砂災害ハザードエリアに避難地・避難路は存在しません。



〈土砂災害×避難地・避難路〉

4) 土砂災害×道路

- ・市街化区域外では、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）内を通る道路がありますが、市街化区域内にはありません。

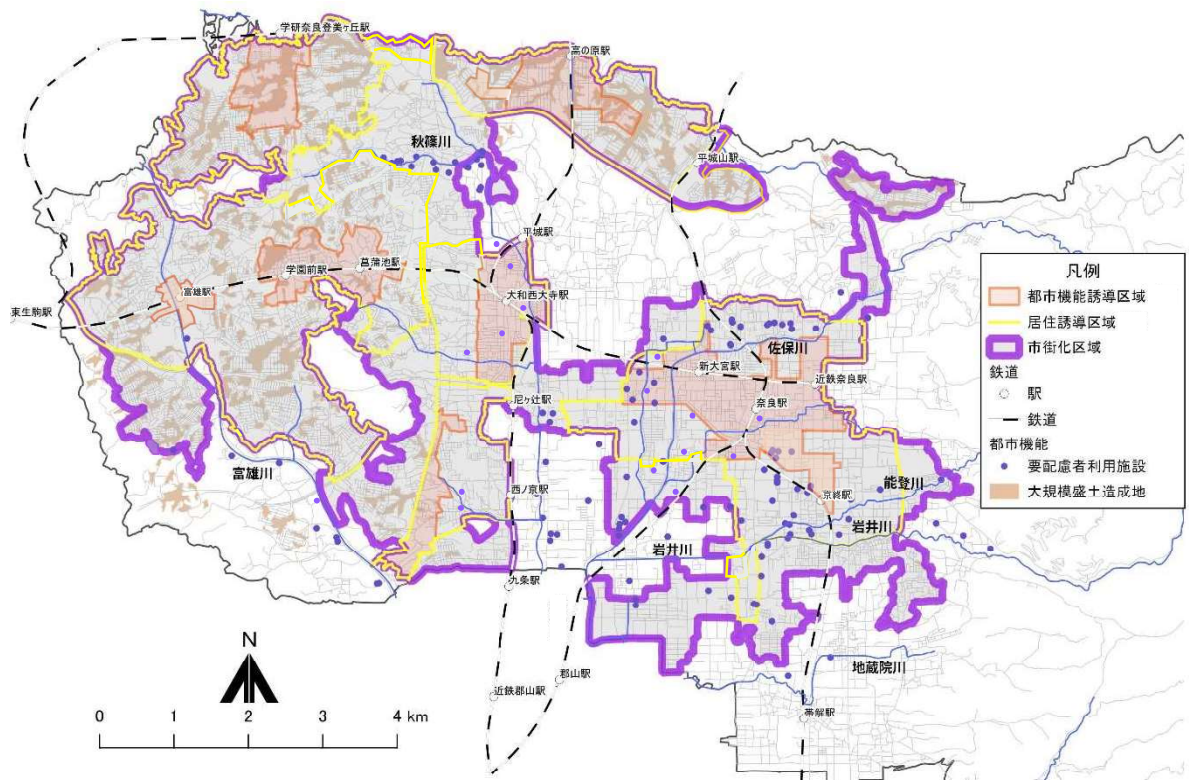


〈土砂災害×道路〉

9. 4. 6 大規模盛土造成地

1) 大規模盛土造成地×要配慮者利用施設

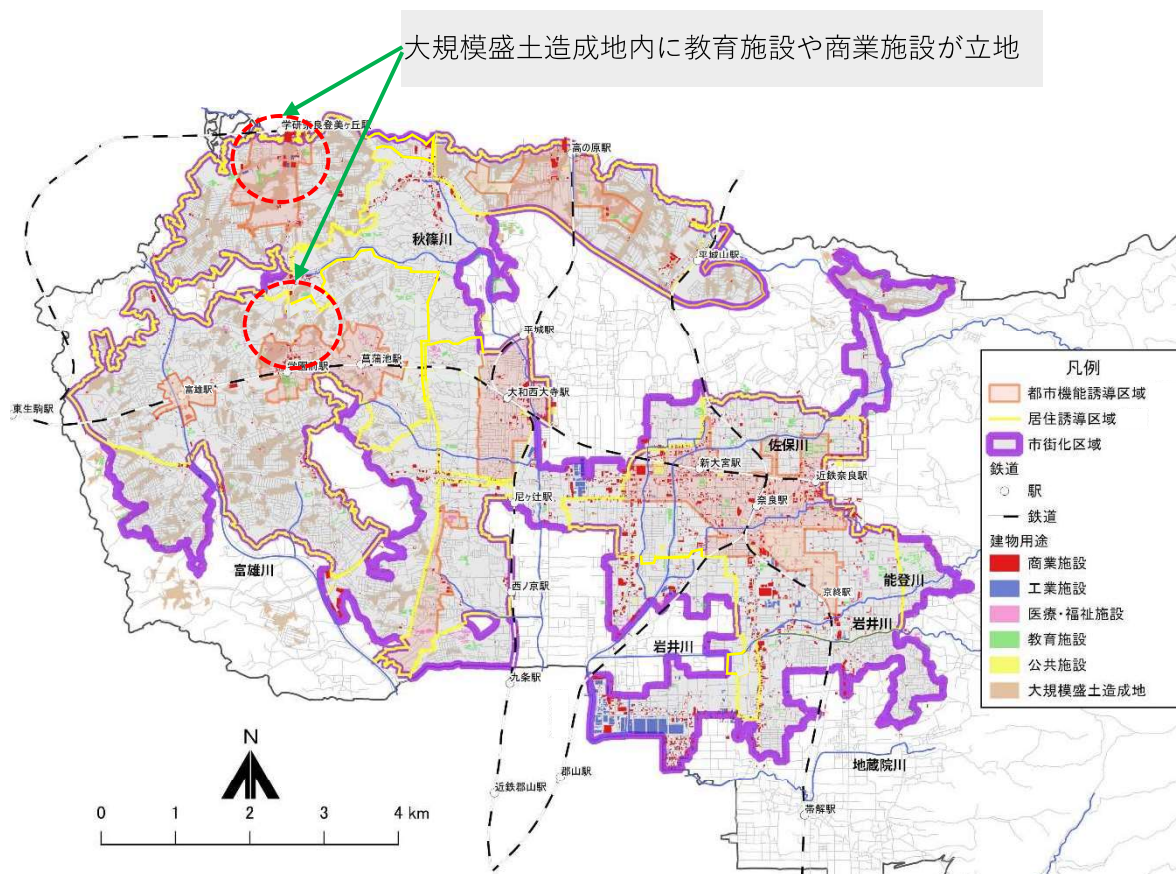
- ・大規模盛土造成地内に要配慮者利用施設は立地していません。



〈大規模盛土造成地×要配慮者利用施設〉

2) 大規模盛土造成地×建物分布

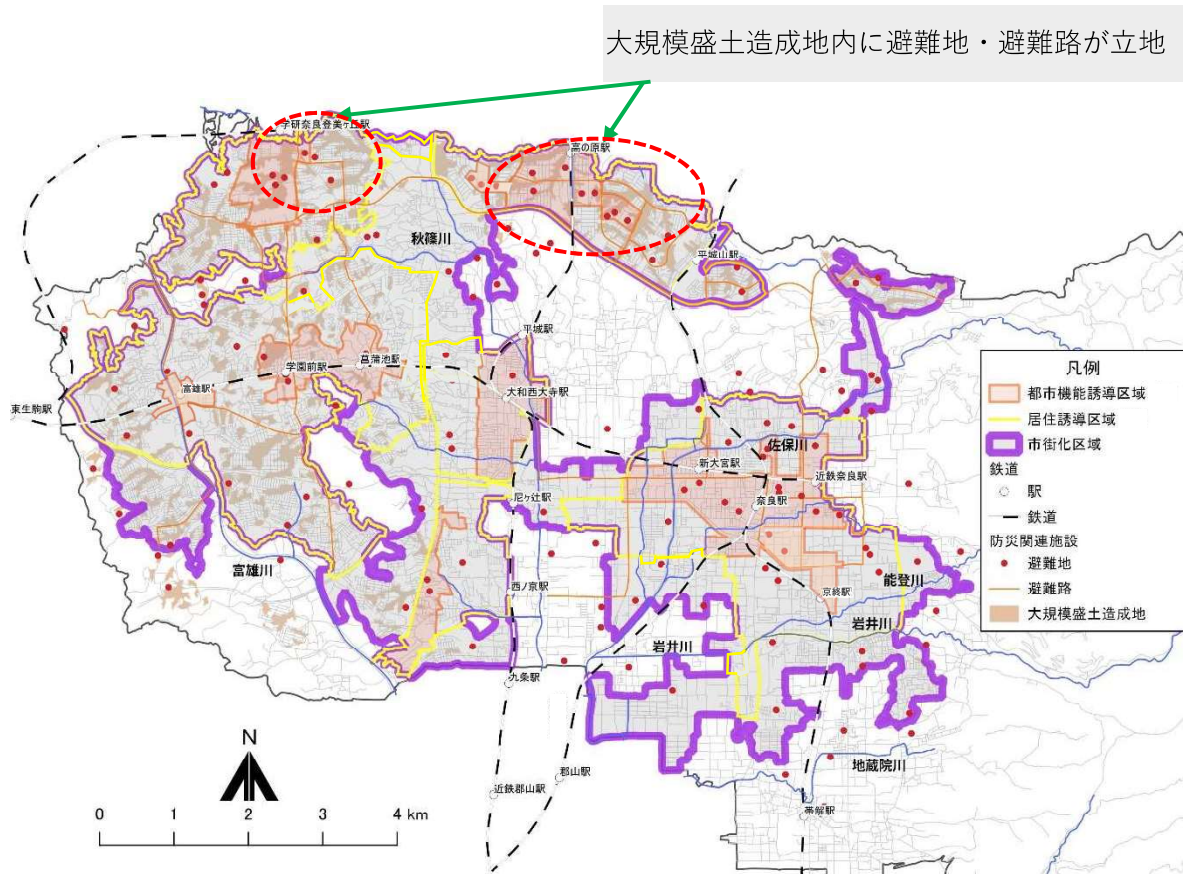
- ・ 近鉄学園前駅周辺と、中登美ヶ丘周辺の大規模盛土造成地内には、教育施設、商業施設が立地しています。



〈大規模盛土造成地×建物分布〉

3) 大規模盛土造成地×避難地・避難路

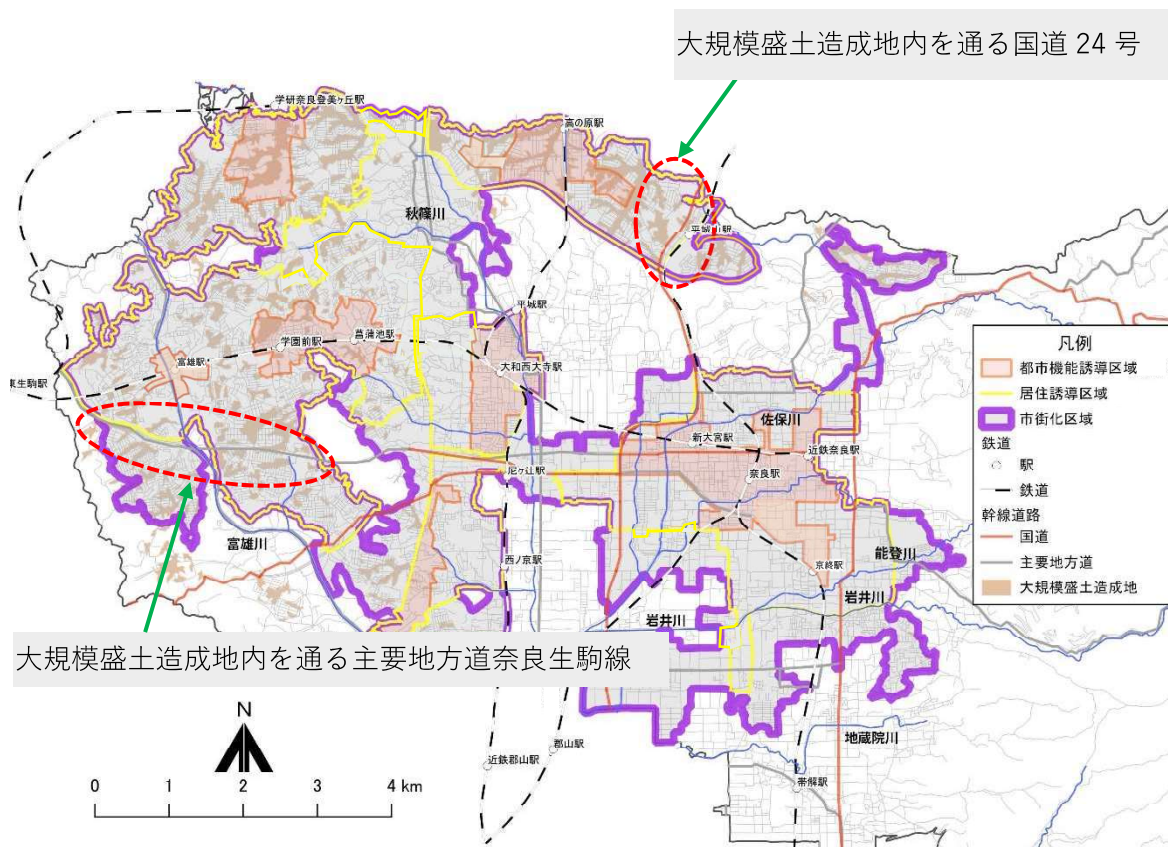
- ・朱雀周辺や中登美ヶ丘周辺の避難地・避難路は、大規模盛土造成地内に立地しています。



〈大規模盛土造成地×避難地・避難路〉

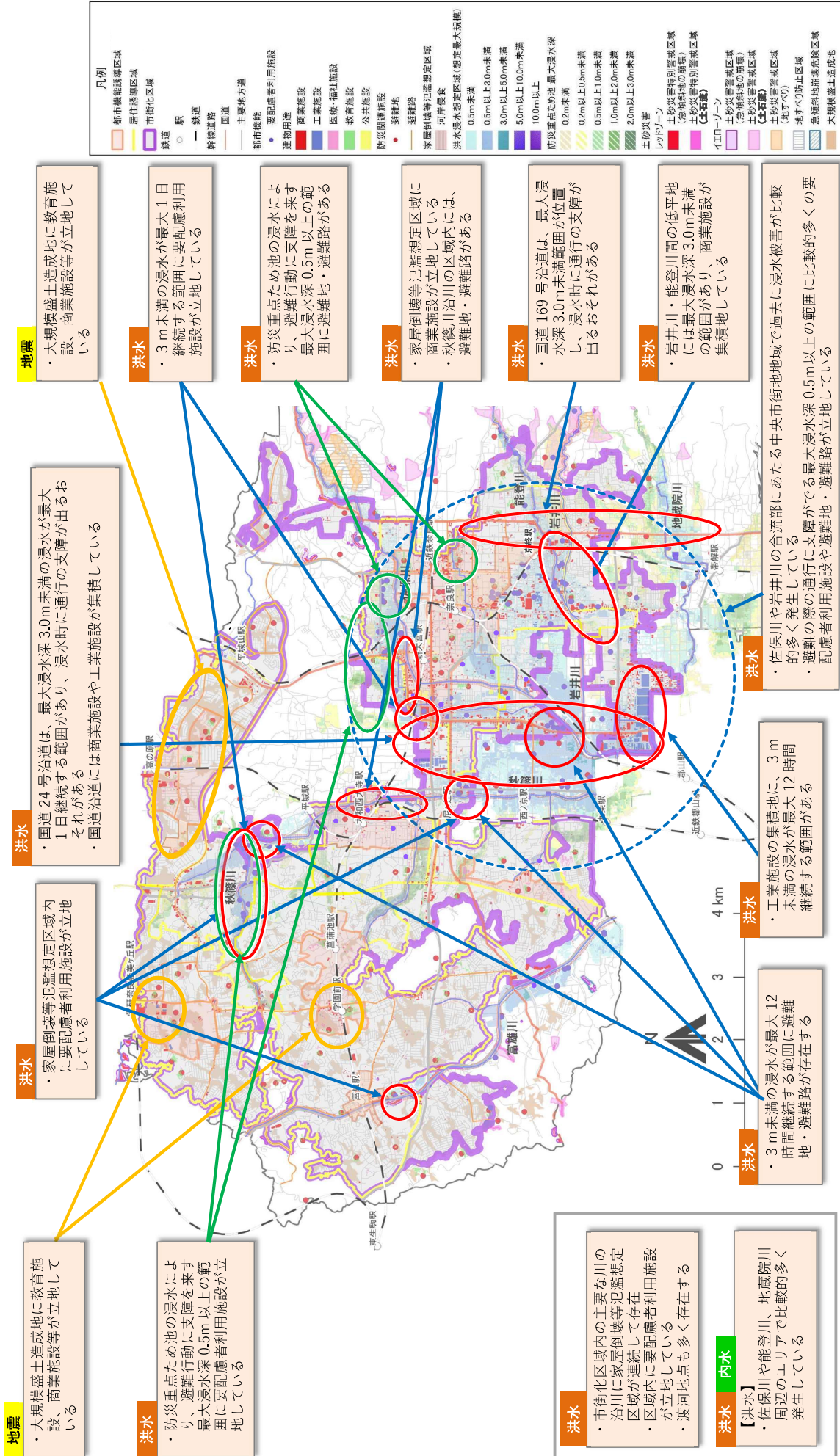
4) 大規模盛土造成地×道路

- ・ 国道 24 号や主要地方道奈良生駒線は、大規模盛土造成地内を通っています。



〈大規模盛土造成地×道路〉

9. 5 防災上の課題のまとめ



9. 6 取組方針と具体的な取組

災害に強いまちづくりを実現するため地区ごとの取組方針に基づき、ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組について記載します。

検討に当たっては、災害に強いまちづくりを進めるため、奈良市地域防災計画、奈良市国土強靱化地域計画等の関連計画の推進を図るとともに、居住誘導区域の設定を見据え、災害リスクとして水災害、土砂災害、地震等に強い防災のまちづくりに向けた対策を進めます。

9. 6. 1 水災害リスクに対する取組方針

誘導区域等における水災害リスクの低減を図るため、奈良市国土強靱化地域計画に基づく取組方針と取組内容を示します。

【異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生を防ぐ】

分類	取組方針	具体的な取組
水 災 害	1.河川整備等総合的な治水対策の推進	○ハード整備とソフト対策が連携した流域全体の総合的な治水対策を推進 ○浸水常襲地域は、災害対応型対策の重点化を推進 ✓排水管の入替や雨水貯留施設の整備 ✓下水道における雨水幹線整備をはじめとする浸水対策の取組を促進 ○国・県が管理する河川とともに流域が一体となった総合的かつ合理的な治水対策を実施 ✓定期的な河川点検等を計画的に行い、河道内における堆積土砂の浚渫や樹木の伐採、除草などの維持管理をはじめ、河川護岸・河床の補修を計画的に推進
	2.洪水ハザードマップ活用促進と水防情報の強化	○洪水ハザードマップの周知と理解の促進

9. 6. 2 土砂災害・地震リスク等に対する取組方針

誘導区域等における土砂災害・地震リスク等の回避・低減を図るための奈良市国土強靱化地域計画に基づく取組方針と取組内容を示します。

【大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態の発生を防ぐ】

分類	取組方針	具体的な取組
土 砂 災 害	1.土砂災害対策の推進	○砂防関係施設（地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等）整備を推進 ✓ハード対策事業の実施について県と協力し、確実な土砂災害防止施設の整備を促進 ○山地災害防止対策を推進 ✓県と協力し、森林整備や保全活動、環境教育等を推進

	2.土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備	○ハザードマップの住民への周知、避難訓練等を通じて土砂災害に対する避難体制の強化
	3.ため池の防災対策	○ため池の浸水想定、耐震性の調査を推進し、ため池ハザードマップを公表

【地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐ】

分類	取組方針	具体的な取組
地震・大規模盛土造成地の滑落崩落	1.耐震化の促進	○市有建築物の耐震化、住宅・建築物の耐震化を促進 ✓奈良市耐震改修促進計画を推進するとともに、住宅・建築物の耐震性等の向上、安全性確保を図るための支援を行い、住宅・建築物の耐震化を促進 ✓耐震性のある市営住宅や民間賃貸住宅等への住み替え支援 ✓学校施設についての耐震化の一層の促進 ✓保育所・認定こども園などの社会福祉施設の更なる耐震化の促進、計画的な改修 ✓民間社会福祉施設の耐震化に対する財政的支援 ○水道施設・下水道施設の耐震化 ✓配水池・ポンプ所や基幹管路の更新と耐震化 ✓老朽化対策及び重要な施設の耐震化
	2.市街地等における安全の確保	○市街地における道路空間の確保 ✓災害時の確実な避難や応急対策のための道路の安全性の向上、無電柱化の推進 ○大規模盛土造成地マップの周知、基礎資料となる造成築造年代調査等の推進 ○路面下空洞調査の実施 ✓道路の路面下の空洞化による陥没事故の未然防止
	3.文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進	○国宝、重要文化財等の文化財の保存修理や環境整備などの整備を着実に実施 ✓啓発活動や防災・防火設備の設置促進、修理等の支援、安全確保などの取組を推進
	4.外国人観光客及び帰宅困難者対策	○外国人観光客向けの避難場所確保、災害情報等の多言語対応と防災情報収集のための通信環境の確保、観光客誘導訓練及び帰宅困難者訓練の実施など

9. 6. 3 命を守る対策（避難路、避難場所、避難体制の充実）

自然災害、災害に強いまちづくりを推進し、市民の命を守るための奈良市国土強靱化地域計画に基づく対策方針と取組内容を示します。

なお、自然災害等以外の火災や消防等の暮らしの安全への対策は、「奈良市地域防災計画」、「奈良市国土強靱化地域計画」に準じて推進します。

【避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐ】

分類	取組方針	具体的な取組
命を守る対策	1.災害時の確実な情報伝達	○避難指示等の基準の改善、その基準の周知 ✓台風や豪雨の際における「警戒レベルに応じた奈良市の防災体制」の改善 ○防災スピーカー（同報系防災行政無線）の運用、緊急告知ラジオの購入促進、防災情報メールへの登録促進などの取組 ✓「避難指示等を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システムの予期せぬトラブル、豪雨による騒音等があることも想定し、多様な伝達手段を複線的に組み合わせることを基本とする」との考え方をもとの取組
	2.災害時要援護者支援対策	○災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画を策定 ○避難場所の確保や環境の充実 ✓社会福祉施設の災害時対応の計画策定や見直しの促進 ✓福祉避難所の確保 ✓要援護者の被災生活を安定させるため、特別養護老人ホーム等において要介護高齢者の受入れ協力 ✓社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定促進の協力を事業者に対して要望 ✓高齢者福祉施設等のスプリンクラー等の整備、防災改修、ブロック塀等の改修、大規模停電時等に備えた非常用自家発電設備の設置等を促進
	3.住民避難に係る体制づくりと施設の整備等	○災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の市民に対する周知 ✓避難場所まで安全に誘導できる避難路を確保し整備 ✓災害種別避難誘導標識システムに基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所に設置した案内板を逐次更新 ○防災機能を有する都市公園の整備を促進するとともに、公園施設の改築・更新
	4.防災知識の普及啓発・防災教育	○『自らの命は自らが守る』意識の普及啓発を継続して実施 ○市全体の地域防災力を高め、「災害に強いまち」づくり ✓市民、自主防災組織、防災関係機関、市職員による総合防災訓練などを実施 ✓市民の防災・減災意識の高揚、自主防災組織、防災関係機関との連携強化 ✓災害対策本部、避難所配置職員等本市職員の災害対応能力の向上 ○一般市民をはじめ教職員や児童・生徒の防災意識を高め、災害対応力向上を図るとともに、家庭においても自助・共助の大切さを共有できる人づくりを推進 ✓教育現場において防災教育、避難訓練、防災研修の促進

地電

洪水

【最】施・国・避

リスクの低減
リスクの回避

【大規模盛土造成地の教育施設・商業施設等】

- ・大規模盛土造成地マップの周知
- ・路面下空洞調査の実施
- ・避難体制の強化

リスクの低減

リスクの低減

リスクの低減

リスクの回避

リスクの低減

リスクの低減

リスクの低減

リスクの低減

リスクの低減

水 最大12
範囲内の
浸水リス
用、避難

リスクの低減



地

リスクの低減

リスクの低減

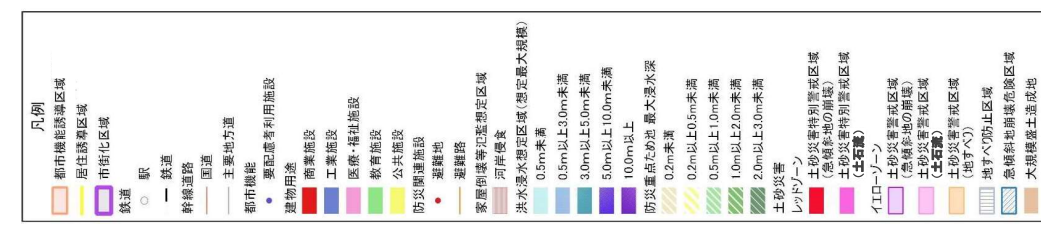
リスクの低減

リスクの低減

リスクの低減

水 最大12
範囲内の
浸水リス
用、避難

リスクの低減



9. 8 取組スケジュール

分類	施策	取組	実施主体			実施時期の目標		
			国	県	市	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
水災害	1. 河川整備等総合的な治水対策の推進	低減						
		低減						
		低減						
	2. 洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化	回避						
土砂災害	1. 土砂災害対策の推進	低減						
		低減						
	2. 土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備	回避						
	3. ため池の防災対策	回避						
地震・大規模盛土造成地の滑落崩落	1. 耐震化の促進	低減						
		低減						
	2. 市街地等における安全の確保	低減						
		回避						
		低減						
	3. 文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進	低減						
	4. 外国人観光客及び帰宅困難者対策	低減						

分類	施策	取組		実施主体			実施時期の目標		
				国	県	市	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
命を守る対策	1. 災害時の確実な 情報伝達	回避	・避難指示等の基準の改善 及び周知						
		低減	・情報提供体制の整備（防 災スピーカーの運用、緊 急告知ラジオの購入促 進、防災情報メールへの 登録促進）						
	2. 災害時要援護者支 援対策	回避	・避難行動要支援者の名簿 作成、個別避難計画の作 成						
		低減	・避難場所の確保及び環境 の充実						
	3. 住民避難に係る体 制づくりと施設 の整備等	低減	・指定避難所及び指定緊急 避難場所等の周知						
		低減	・防災機能を有する都市公 園の整備と施設の更新						
	4. 防災知識の普及啓 発・防災教育	回避	・『自らの命は自らが守 る』意識の普及啓発（教 育現場含む）						
		低減	・地域防災力の向上（総合 防災訓練、防災関係機関 との連携強化等）						
		低減	・防災教育、避難訓練、 防災研修の促進						